



Title	東京歯科大学広報 第319号 2025年09月30日発行
Journal	東京歯科大学広報(319)
URL	http://hdl.handle.net/10130/6876
Right	
Description	

第57回全日本歯科学学生総合体育大会
総合準優勝

319号

秋

東京歯科大学
広報

巻頭言

趣味と生きる



山本 仁
副学長

今年7月に厚生労働省から発表された2024年分の平均寿命は、男性が81.09歳、女性が87.13歳でした。また同時に発表された簡易生命表によると、90歳まで生存する割合は男性が25.8%、女性が50.2%です。さらに100歳以上の人口は54年連続で増加しています。「人生100年時代」といわれて久しいですが、現実には2024年の100歳を超える人口は47,888人であり、人口の割合としては少ないです。しかし、将来100歳に近い年齢まで寿命を保つ方が増えることは容易に想像できます。そのため、100年近い長い人生を“どのように充実感をもって生きるか”について考えることは、もう他人事ではなくなってきました。“長い人生”というと、“長い老後”、つまり人生の後半部分が主体となるように思えますが、人生は常に現在進行形なので、今が長い人生真ただ中です。

人生に充実感を与えるものの1つとして趣味があげられます。「仕事が趣味」という方もいますが、多くの場合は本を読む、音楽を聴く、演奏する、スポーツをする、推し活をする、などでしょうか。ただ趣味は一日にしてならずで、「これが私の趣味です」と言えるまでにはそれなりの時間がかかりま

す。うまくいかない時期、もう辞めたい時期といった過程を経て、でもやっぱり好きだから続けて、やっと充実感をもった「趣味」になります。学生時代に熱中したものをその後も趣味としている方が多いのは、学生時代の楽しさに当時味わった苦しさというスパイスが混ざることにより、まさに趣のある味に感じるからでしょう。

学生時代に熱中したものはないし、今も趣味はないよ、という方もいると思います。生きていくうえで必ず趣味を持たなければいけないわけではありません。しかし、楽しそうだと思うことをまず手あたり次第やってみる。その中で「これだ!」というものを1つでも見つけることができれば、その時点から100歳近くまでの人生をより楽しく、充実感をもってすごせるのかな、と思います。



▲私の趣味は海水魚とサンゴを育てることです。

CONTENTS

2025 Autumn

トップ記事	3	学生会ニュース	27
• 第57回全日本歯科学学生総合体育大会開催		• 2025年度フレッシュマンセミナー開催 ほか	
学内ニュース	6	図書館から	31
• 第118回歯科医師国家試験反省会・担当者慰労会		短期大学ニュース	32
• 2025年度第1回水道橋病院教職員研修会開催 ほか		• 2025年度東京歯科大学短期大学第3回オープンキャンパス・入試説明会開催	
大学院ニュース	15	人物往来	33
• 第514回大学院セミナー開催		大学日誌	36
• 2025年度大学院新入生学外総合セミナー開催 ほか		学位記授与	40
長期海外出張	18	人事	41
トピックス	20	財務の概要	42
• 下野正基名誉教授 令和7年春の叙勲において瑞宝小綬章を受賞 ほか		規定	49

第57回 全日本歯科学生総合体育大会開催

東京歯科大学 総合準優勝！

第57回全日本歯科学生総合体育大会夏期部門が、2025年7月31日（木）～8月10日（日）の日程で、全国各地で開催された（総合主管校：鶴見大学歯学部）。

本学からは、冬期部門とあわせて18部門に参加し、去年より順位をあげ「準優勝」という輝かしい成績をおさめた。

▼ 総合成績

順位	大学名	得点
優勝 ***	日本大学歯学部	145.50
準優勝 ***	東京歯科大学	118.0
3位 ***	広島大学歯学部	99.4
4位	九州歯科大学	94.0
5位	日本歯科大学生命歯学部	89.0

▼ 入賞部門

順位	部門
優勝	硬式庭球部門 バレーボール部門
準優勝	サッカー部門
第3位	バドミントン部門 水泳部門 ボウリング部門
第4位	柔道部門
第5位	硬式野球部門 ソフトテニス部門
第6位	ラグビーフットボール部門 陸上競技部門
第7位	スキー部門
第8位	バスケットボール部門
第10位	ゴルフ部門



◀第57回のポスター

参加した各部の主将に聞きました！

オールデンタルに参加して

第55回、第56回大会と総合3位という好成績を収めてきた東歯の学生たち。今年
はさらに飛躍し、準優勝という輝かしい成績を残しました。そんな素晴らしいプレー
ヤーを代表し、各主将から寄せられた声をご紹介します。

硬式庭球部



総合
1位

今年は女子優勝、男子3位、そして総合優勝という結果を収め、2連覇を果たすことができました。日頃から練習に励み一丸となって取り組んできた成果が実を結び、大変嬉しく思います。この結果は、試合に出場したメンバーだけでなく、準備や応援などさまざまな形で支えてくださったメンバーの存在があってこそのものであります。感謝申し上げます。最後になりますが、OBOGの先生方、先輩方、そして保護者の皆様、温かいご声援とご支援を誠にありがとうございました。

(松浪史歩・第4学年)

バレーボール部



総合
1位

チーム全員で力を出し切り、悲願の男子部優勝かつ総合優勝を達成することができました。みんなで喜びを分かち合え、最高の思い出になりました。

(青木 錬・第4学年)

女子部は予選1位通過、そして準優勝できました。目標だった総合優勝も叶い、日頃の練習が身を結びました。部員一同喜びにあふれております。応援ありがとうございました。(矢嶋 優・第4学年)

サッカー部



総合
2位

部員全員で全力を尽くしましたが、昨年度と同じく準優勝という悔しい結果になりました。ですがこういった結果を残せたのも、日頃からご指導、応援して下さる方々のおかげです。感謝申し上げます。来年度こそ優勝をつかみ取れるよう、また一から精進してまいります。

(甲斐雅人・第4学年)

バドミントン部



総合
3位

皆が一丸となって良い結果を残せてよかったです。来年こそは総合優勝しましょう！

(杉原明日翔・第4学年)

水泳部



総合
3位

部員全員の点数の積み重ねで総合3位をとることができました。今年もとても楽しいデンタルでした！

(和田康佑・第3学年)

ボウリング部



総合
3位

今年度は総合3位という結果になりました。支えてくださる方たちに感謝の気持ちを忘れず、来年は総合優勝を目指し精進して参りたいと思います。

(井上宙翔・第3学年)

柔道部



総合
4位

今年度は、主管校として幸いにも大きな問題を発生させずに、大会を開催することができました。団体戦は4位と惜しくもメダルを獲得することはできませんでしたが、来年こそは獲得したいです。

(川元琉聖・第4学年)

硬式野球部



総合
5位

目標とする結果には届きませんでした。チーム一丸となって最後まで戦うことができました。応援して下さった皆様に感謝申し上げます。(李 泰一・第3学年)

ソフトテニス部



総合
5位

今年も多くの新入部員を迎えることができました。デンタルでは互いに応援しあい一致団結して戦うことができ、より良い成績を取ることができました。

(岡本 大・第4学年)

ラグビー部



総合
6位

昨年は12位中6位という悔しい結果で終わりました。今年が入賞を目指して一歩一歩前進できるよう頑張ります。

(石井優海・第3学年)(3校合同チーム)

陸上競技部



総合
6位

日頃より支えてくださる皆さまに、心より感謝申し上げます。おかげさまで無事に大会を終えることができ、部員一同、楽しく臨むことができました!

(奥原櫻子・第3学年)

スキー部



総合
7位

一面の銀世界の中、各々が全力を出し切り、実りある大会となりました。

(伊藤太郎・第4学年)

バスケットボール部



総合
8位

今年は人数も少なく、体力面で厳しい展開が続きましたが、最後まで諦めることなく頑張ることができました。目標こそ達成できませんでしたが、チーム一丸となり戦い抜きました。応援ありがとうございました。

(井野晴斗・第4学年)

少し悔しい結果となりましたが、結束力を高められた大会となりました!次は優勝できるよう練習していきます!

(山口和奏・第4学年)

ゴルフ部



総合
10位

切磋琢磨した日々の練習と試合を通じて、多くの学びと絆を得ることができました。今年培った力を土台に、来年はより一層成長し、成果を残せるように精進していきます。

(岡田将太・第4学年)

フットサル部



大雨の影響により、デンタルに出場できないという非常事態となってしまいました。1日目の予選では主力メンバーを中心に良いプレーを見せることができました。来年は、今年の悔しさをバネに、より一層頑張っていきます。

(續橋 凌・第4学年)

弓道部



部員全員が最後の一本まで集中して弓を引きました。お互いに見合いながら美しい射型を目指すことにもこだわりました。

(増田理沙・第4学年)

剣道部



個人戦は男子二段以上の部で2名の部員がベスト8まで残りましたが、団体戦は予選敗退という結果に終わってしまいました。来年はリベンジで個人、団体共に優勝を狙っていきたいので、応援よろしくをお願いします! (木村 潤・第4学年)

卓球部



鹿児島での試合を通して、部員同士が互いに支え合い、大きな成長を遂げることができました!試合の一つ一つが学びとなり、強まった団結力は今後の活動にも大きく生かされると感じています。

(西原百華・第3学年)

第118回歯科医師国家試験反省会・担当者慰労会開催

2025年4月15日（火）午後7時より、東京ドームホテル（文京区）において、第118回歯科医師国家試験反省会ならびに担当者慰労会が開催された。

石塚洋一学生副部長の司会のもと、はじめに一戸達也学長より第118回歯科医師国家試験の総評があった。その後、井出吉信理事長、一戸学長、富山雅史同窓会長、吉村浩一父兄会長からご挨拶をいただき、山本 仁副学長の乾杯により

慰労会が開催された。引き続き、笠原正貴教授をはじめとする2024年度第6学年主任・副主任の先生方、阿部伸一2024年度既卒者主任、田口円裕大学事務局長から国家試験を終えての感想をいただいた。最後に松坂賢一2025年度第6学年主任から第119回歯科医師国家試験への抱負をいただき、片倉 朗副学長の挨拶をもって閉会した。

2025年度第1回水道橋病院教職員研修会開催

2025年4月22日（火）午後6時より、オンラインにて、2025年度第1回水道橋病院教職員研修会が開催された。

今回は、院内マニュアル2種類（個人情報保護管理マニュアル、感染予防対策マニュアル）の内容が改訂されたのを受け、「院内マニュアル改正点の説明」として、各マニュアルの改訂内容について説明が行われた。

説明は、まず「個人情報保護における注意点」と題して、

個人情報保護委員会委員長の鳥山佳則教授より説明があり、次に「感染予防マニュアルの改訂点と医療従事者が注意すべき感染症—特に風疹について—」と題して、感染予防対策チーム委員会委員長の辻野啓一郎講師から説明があった。

今回の研修会は、各マニュアルの改正内容について、教職員が正確に認識することにつながる大変有意義な研修会となった。

2025年度第2回水道橋病院教職員研修会開催

2025年5月27日（火）午後6時より、オンラインにて、2025年度第2回水道橋病院教職員研修会が開催された。

今回は、まず「放射線診療に関する研修（適切な画像検査、画像診断を行うために）」と題して、放射線科の音成実佳医局長により、予約方法やオーダー方法、撮影時の注意点などについて説明があり、続いて検査の依頼方法や注意点について説明があった。また、検査目的やコメント欄について詳細に入力してほしい旨の説明があった。

次に、「身体的拘束最小化への取組みについて」と題して、身

体的拘束最小化チーム副委員長の松井真佐絵看護師長により、診療報酬改定により身体拘束が施設基準になったこと、身体拘束最小化チーム委員会について、身体拘束に対する正しい認識、適正な手順を踏み記録を残すこと、管理者を含む職員に定期的に周知徹底されることについて説明があった。

今回の研修会では、放射線の安全利用に関することや身体的拘束最小化について、教職員が正確に認識することで院内業務の円滑化につながる大変有意義な研修会となった。

第319回東京歯科大学学会・例会開催

2025年6月7日(土)午前9時より、水道橋校舎新館において、第319回東京歯科大学学会・例会が開催された。

午前には口演6題が第2講義室、示説17題が第3実習講義室を会場として各々発表された。午後は第2講義室において、歯周

病学講座の今村健太郎准教授による学長奨励研究賞受賞講演が行われ、引き続き4教授による特別講演が行われた。

また、8商社の参加による商品展示が第2講義室前ラウンジで行われた。

1. 大腸癌に対する外科治療の進歩 現況とエビデンス 長谷川博俊教授(外科学講座)
2. 片頭痛の病態生理と最新治療 柴田 護教授(市川総合病院神経内科)
3. 歯性上顎洞炎をどう治療するか? -耳鼻咽喉科の立場から考える医科歯科連携-
..... 飯村慈朗教授(市川総合病院耳鼻咽喉科)
4. 2040年を見据えた歯科保健医療の姿 田口円裕教授(歯科医療政策学)

▲特別講演の内容と演者



▲講演する長谷川教授



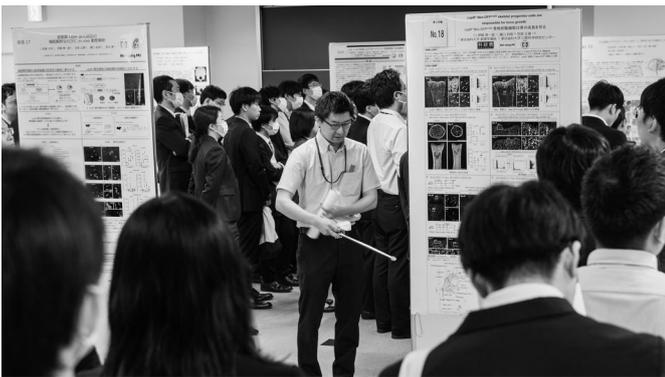
▲講演する柴田教授



▲講演する飯村教授



▲講演する田口教授

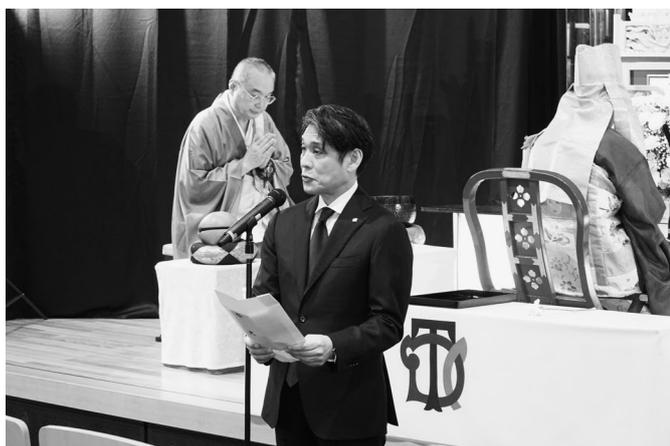


◀示説発表の様子

2025年度実験動物供養祭実施

2025年6月13日（金）午前11時30分より、水道橋校舎新館血協記念ホールにおいて、2025年度実験動物供養祭が執り行われた。

供養祭は、片倉 朗学長、大学幹部、大学関係者および歯学部第3学年学生が参列し、真珠院ご住職の読経に始まり、



▲祭文を奉読する片倉学長

片倉学長が祭文を奉読された。その後、歯科医学教育や研究にその生命を捧げた動物諸霊に対し深く哀悼と感謝の意を込め、教職員、歯学部第3学年学生代表が順次献花を行い、滞りなく終了した。



▲学年代表献花の様子

第3回研修歯科医教育セミナー開催

2025年6月13日（金）午後6時より、千葉歯科医療センター講義室において、千葉歯科医療センターの研修歯科医、臨床研修主任指導者を対象とした研修歯科医教育セミナーが開催された。今回は、日本大学歯学部保存学教室修復学講座教授の宮崎真至先生による「コンポジットレジンを用いた審美的修復処置のScience&Technique」と題した講演とデモンストレーションが行われた。

講演では、審美について今一度理解を深め、コンポジットレジンの必要性や、使用する材料・機材の利点と欠点を確認

することの必要性についてお話いただいた。セミナー後半は、診療室にて、宮崎先生によるレジン充填のデモンストレーションを行っていただき、研修歯科医はモニタールームから手元の映像を視聴した。

集まった研修歯科医や臨床研修主任指導者は、宮崎先生の講演に熱心に耳を傾け、またデモンストレーションでは手元の動きや説明に集中するなど、とても真剣な表情で参加していた。



▲講演をする宮崎先生



▲デモンストレーションを行う宮崎先生

2025年度東京歯科大学公開講座・千代田区民公開講座開催

2025年6月14日（土）午後1時30分より、水道橋校舎本館12A講義室において、2025年度東京歯科大学公開講座・千代田区民公開講座が開催された。昨年と同様に、東京歯科大学白菊会の総会と同日開催とし、白菊会会員および千代田区民の皆さまより多数の参加をいただいた。

口腔健康科学講座摂食嚥下リハビリテーション研究室の大久保真衣准教授による「いつまでも美味しく食べるために

～オーラルフレイルと口の健康～」と題した講演は、専門的な内容を患者目線に立ちわかりやすい内容でお話いただき、参加者から「大変わかりやすかった」「大変勉強になった」など、多くの声をいただいた。

本公開講座は「千代田区内大学と千代田区の連携協力に関する基本協定」に基づき開催されており、当日は千代田区の樋口高顕区長もご来場された。



▲講演する大久保准教授



▲樋口区長、片倉 朗学長（左）、大久保准教授（右）

2025年度第3回水道橋病院教職員研修会開催

2025年6月24日（火）午後6時より、オンラインにて、2025年度第3回水道橋病院教職員研修会が開催された。

今回は、「2025年度医療安全管理マニュアルの改正点と留意点について」と題して、リスクマネジメント部会長の竜 正大准教授より、マニュアルをもとにインシデントの報告方法の変更、緊急時の対応・フローチャート、医療安全のための身だしなみ、患者誤認防止、処置・抜歯部位の確認、誤抜歯防止対策、受傷事故予防、誤飲・誤嚥防止、バー・ポ

イント使用時の注意事項、粘膜・皮膚損傷防止、AED・救急カート・消火器・車椅子、ストレッチャー配置図などについて説明があった。最後に「些細なことででもインシデント報告書を提出いただき、事故防止体制の確立、医療事故防止に協力をいただきたい」と話を終えた。

今回の研修会は、医療安全管理マニュアルの改正内容について、教職員が正確に認識することにつながる大変有意義な研修会となった。

2025年度歴代学長・役職者の墓参

例年行われております歴代学長・役職者の墓参は、以下の日程で執り行われた。

【7月9日(水)】

- 高木圭二郎先生 東京都新宿区「真英寺」
(参列者：片倉 朗学長、大学庶務課)
- 石川達也先生 東京都新宿区「養国寺」
(参列者：片倉 朗学長、大学庶務課)
- 高山紀齋先生 東京都杉並区「文殊院」
(参列者：片倉 朗学長、大学庶務課)

【7月25日(金)】

- 血脇守之助先生 千葉県松戸市「八柱霊園」
(参列者：片倉 朗学長、大学庶務課)
- 福島秀策先生 千葉県松戸市「八柱霊園」
(参列者：片倉 朗学長、大学庶務課)
- 鹿島俊雄先生 千葉県市川市「市川霊園」
(参列者：片倉 朗学長、大学庶務課)



▲高山先生の墓参を行う片倉学長



▲血脇先生の墓参を行う片倉学長

第4回研修歯科医教育セミナー開催

2025年7月10日(木)午後6時より、千葉歯科医療センター講義室において、千葉歯科医療センターの臨床研修歯科医、臨床研修主任指導者を対象とした研修歯科医教育セミナーが開催された。今回は、医療法人きむら歯科医院院長の木村正人先生による「ジルコニアを用いた審美歯科臨床」と題した講演が行われた。

講演では、ジルコニアの種類や利点、欠点などの説明に加え、審美性の高い治療方法について、実例を提示しながらお話をいただいた。

集まった臨床研修歯科医や臨床研修主任指導者は、木村先生の講演に熱心に耳を傾けていた。



▲講演をする木村先生

千葉歯科医療センター令和6年度決算を振り返る会開催

2025年7月18日（金）午後6時30分より、ホテルニューオータニ幕張『シェルハウス』（千葉市）において、千葉歯科医療センター令和6年度決算を振り返る会が開催された。

加藤靖明参与の司会のもと、井出吉信理事長の講話に続いて、山下秀一郎センター長代行による令和6年度の決算報告が行われた。最後に、安部晴美副センター長から歯科衛生士部の令和6年度決算報告が行われた。会場内のすべての教職員が真剣に耳を傾けていた。

続いて隣のシェルルームへ会場を移し、懇談会が開催された。片倉 朗学長による挨拶の後、教職員一同より学長就任祝いの花束および品が贈呈された。引き続き伊藤太一副センター長が乾杯の挨拶を行い、賑やかに懇談会が始まった。歓談の途中で、久永竜一副センター長による新任の挨拶に始まり、令和7年度より千葉歯科医療センターに配属となった各教職員による挨拶が行われた後、大神浩一郎副センター長の閉会の挨拶にて閉会となった。



▲講話をする井出理事長



▲決算報告をする山下センター長代行



▲歯科衛生士部の決算報告をする安部副センター長



◀花束を贈呈される片倉学長



▲懇親会の様子



▲懇親会の様子



▲懇親会の様子

ウェルビーイングプロジェクト主催 Asian Rising Stars Symposium 2025開催

2024年7月19日（土）午後1時より、オンラインにて、Asian Rising Stars Symposium (ARSS) 2025が開催された。ARSSは、アジア諸国の新進気鋭の若手研究者を招聘し、シンポジウムを開催することで、国際的に活躍できる若手・次世代研究者／歯科医師を育成するための取り組みである。そのため本シンポジウムでは、発表者はもとより座長も若手から中堅の本学教育職員が担当する。ARSSはこれまで、2019年度と2021年度に「顎骨疾患プロジェクト」による主催で2回、2023年度以降は「ウェルビーイングプロジェクト」の主催で開催しており、今回で5回目の開催となった。また、2019年度は海外から演者を招いて対面形式で開催されたが、2021年度以降はCOVID-19の流行によりオンライン開催に移行している。

シンポジウムの開催前には、発表者と座長による自己紹介が和やかなムードで行われた。そして片倉 朗学長による開会の辞の後、研究成果の発表をしていただいた。

また、ARSSではその分野のエキスパートによるKeynote Lectureを設けており、今回は大阪大学大学院歯学研究科顎顔面口腔矯正学講座教授大阪大学歯学部附属病院病院長の山城 隆先生に「Promoting odontoblast differentiation and dentin regeneration through Wnt signaling activation via sugar chain modification of cell surface heparan sulfate proteoglycans」と題した内容でご講演いただいた。

学部学生、大学院生、そして教育職員からなる総勢70名以上が参加し、専門性の異なる発表内容であるにもかかわらず、すべての発表において活発な質疑応答が行われた。最後にウェルビーイングプロジェクトアドバイザーの山口 朗客員教授による閉会の辞で締めくくられた。

現在、国際共著論文の数が大学の研究力の指標となっているが、本シンポジウムの開催により、本学次世代研究者の国際化がさらに進み、国際共同研究の活性化に繋がることが期待される。

【海外演者】

- Yu-Cheng Lin (National Yang Ming Chiao Tung University)
Oral genomics on the cloud: an interdisciplinary perspective
- Byeong-min Lee (Seoul National University Dental Hospital)
Bridging oral microbiota and orofacial pain disorders: the case of burning mouth syndrome and temporomandibular disorders
- Eun-Jung Kim (Yonsei University College of Dentistry)
Fundamental strategies toward bioengineered tooth development
- Fei Pei (Wuhan University)
Mesenchymal stem cell sensory nerve niche regulates tooth homeostasis, development and repair

【本学演者】

- 西山明宏講師(口腔病態外科学講座)
Influence of the MCT1 inhibitor AZD3965 on the radio-sensitivity of HPV-negative and HPV-positive HNSCC cell lines exposed to carbon-ion irradiation
- 倉島竜哉大学院生(生理学講座)
Functional crosstalks between Piezo1-TRPV1/TRPA1 channels via intracellular arachidonic acid cascade in odontoblasts

▲演者と研究発表内容

■ 第1回入試ガイダンス・オープンキャンパス開催

2025年7月19日（土）午後2時より、水道橋校舎新館において、東京歯科大学への入学を希望する受験生を対象とした入試ガイダンス・オープンキャンパスが開催された。

受験生や保護者の方々に対し、本学の教育理念やカリキュラム、国家試験合格状況、学生生活、卒後進路状況、2026年度入学試験の概要などについて説明を行い、各入試科目の入学選考で出題される同等レベルの例題を提示したうえで問題の解説を行った。

また、病理学講座の松坂賢一教授による「口の中の病気」と題した模擬授業が行われた。さらに、Elective Study Programに参加した学生の報告も行われ、参加者は熱心に聞き入っていた。その後、希望者を対象として第5学年の登院生による水道橋病院の案内、さいかち坂校舎、新館校舎の見学や、教務部・学生部の教職員との個別進学相談を行い、充実した第1回開催となった。



▲挨拶をする片倉 朗学長



▲Elective Study Programの報告を行う学生

■ 2025年度第4回水道橋病院教職員研修会開催

2025年7月22日（火）午後6時より、オンラインにて、2025年度第4回水道橋病院教職員研修会が開催された。今回は、「大災害発生時の対応：東京歯科大学水道橋病院編」と題して、新東京病院副院長・救急科部長の安倍晋也先生より、災害発生時の対応についてご講演いただいた。

講演では、今まで経験された災害において支援者として活動したことなどを交えた自己紹介に引き続き、都内大規模災

害時の連携イメージや、千代田区における災害時の医療機関の役割分担等受入れ体制、東京歯科大学水道橋病院災害辞典等について具体例をあげながらご説明いただいた。

今回の研修会は、大災害が起きた際にどのような備えや対応が必要かについて、教職員が正確に認識することにつながる大変有意義な研修会となった。

第219回歯科医学教育セミナー開催

2025年7月28日（月）午後5時30分より、水道橋校舎本館第1講義室において、第219回歯科医学教育セミナーが開催された。今回は「学生指導について」と題し、笠原正貴前学生部長、松坂賢一学生部長から説明が行われた。

はじめに松坂学生部長より、①歯科医療人を目指す歯科大生として、②クラブ活動、③東歯祭、④学生こころの相談室、⑤安否確認システムについての説明があった。続いて笠原前学生部長より、①学生支援、②学生アンケート、③教員アンケートについての説明があった。

最近の学生の性質や気質による教育に与える影響についても言及があり、学生指導の参考となるものであった。質疑応答も活発に行われ大変有意義なセミナーとなった。



▲講演を行う笠原前学生部長

2025年度試験問題作成に関するワークショップ開催

2025年8月9日（土）午前10時より、水道橋校舎新館第2実習講義室において、2025年度試験問題作成に関するワークショップが開催された。本ワークショップは、教員個々の問題作成・管理能力の向上を図り、本学における学生の公正な学習評価のより一層の充実を目指し、定期的に行っている。2025年度のワークショップには31名の教員が参加した。

午前の部では、はじめに平田創一郎教授より多肢選択式試験問題作成法の解説がなされた。次に参加者が5グループに分かれて同一の問題をブラッシュアップした。そして、各グループがブラッシュアップした問題を他のグループがブラッシュアップする全体討議を行った。

午後の部からは、まず平田教授より大学における情報セキュリティに関する説明が行われた。その後は、参加者が事前に用意した視覚素材を使用して個人で問題を作成する演習を行った。そして、グループに分かれて個人で作成した問題をグループ間でブラッシュアップした。最後に受講者全員に修了証が授与され、ワークショップは修了した。



▲試験問題作成法について解説を行う平田教授



▲グループ演習の様子

第514回大学院セミナー開催

2025年6月19日(水)午後6時より、水道橋校舎本館第2講義室において、第514回大学院セミナー(キャリアアップシリーズ:海外研究者、産学連携)が、研究推進・産学連携支援部とウェルビーイングプロジェクトとの共催で開催された。演者は1981年に本学を卒業し、現在UCLA歯学部ワイントローブ研究所教授/REMONOCE Pharm・共同設立者、理事である西村一郎先生で、「アメリカでの研究生生活:Harvard大学大学院から起業まで」についてご講演いただいた。

本講演では、西村先生が本学卒業後に歯科補綴学第三講座に助手として残り、半年後に製作した総義歯の話から始まった。その患者は顎骨の吸収が顕著で、このような骨吸収が起こるメカニズムを知りたいと思ったそうである。西村先生は、アメリカの臨床の大学院に行こうと考えていたことから、この患者の考察を英語小論文として応募書類に添え、骨吸収の大家であったハーバード大学歯学部補綴学教授のAtwood先生に送り、同大学院に合格したとのことである。大学院では抜歯後の歯槽堤吸収に関する研究で学位を取得し、研究に興味を持つようになり、Harvard大学医学部細胞生物学教授のOlsen先生からポストドクとして誘われ、分子生物学を含めた研究を開始した。その後、Harvard大学歯学部に戻り、口腔粘膜のバリア機能に着目して、破骨細胞と免疫系細胞の相互作用を中心とした歯槽骨吸収メカニズムの研究を行った。

1997年からはUCLA歯学部の教授になり、ワイントローブ研究所を創設した。その後、UCLA歯学部でBisphosphonate

(BP) 関連顎骨壊死(BRONJ)の患者が増加したことから、2006年からワイントローブ臨床チームによる患者情報の集積と基礎研究チームによる動物モデルの作成を行い、BRONJ治療法開発への包括的な取組を開始した。BPは骨に沈着し、破骨細胞が骨を吸収すると放出されるBPを取り込み、骨吸収が抑制される。西村先生はこの点に着目し、多くの基礎実験からBPを取り込んだ異常な破骨細胞が口腔粘膜のバリア機能を低下させて慢性炎症を増強し、BRONJが発症すると考えた。そのため、骨に沈着したBPを、骨に対して薬理効果のないBPで置換すればBRONJの病態悪化が防げるのではという発想に至ったそうである。そして、多くのスクリーニングからMHDPというBP誘導体はその候補に上がり、ナノベジクルを用いてそれをマウスの口腔粘膜に塗布したところ、BP投与で出現する異常な破骨細胞が減少し、慢性炎症も抑えられ、BRONJを完全に予防できることを明らかにした。西村先生は、これらの成果をもとにBRONJ予防・治療法の開発を目指してREMONOCE Pharm(悪いものを取り除くというラテン語の造語)という会社を設立し、社会実装に取り組んでいる。

以上のように、本セミナーでは、本学卒業生がHarvard大学大学院に入学し、自分の研究成果を社会実装するまでのリアルな道のりを拝聴することができた。また、今回は多くの学部学生も聴講しており、大学院生、学部学生に世界に飛躍する夢を与えてくれた貴重な機会となった。



▲講演する西村先生



▲挨拶する山口 朗客員教授

2025年度大学院新入生学外総合セミナー開催

2025年5月29日(木)から31日(土)の3日間、御殿場高原ホテル「時の栖」(静岡県)において、2025年度大学院新入生学外総合セミナーが行われた。セミナーには、大学院新入生名と齋藤 淳大学院研究科長、福田謙一大学院学生部長、澁川義幸大学院教務部長、法歯学・法人類学の石川 昂教授、大阪大学大学院医学系研究科生態防御学教室教授の茂呂和世先生が参加した。

初日は茂呂先生による講演があり、2日目の午前にはグループに分かれ、大学院新入生による英文論文に関する発表が行われた。午後は3日目のグループ発表に向けての討議が行われ、3日目の午前中にグループごとに発表が行われた。さらに、石川教授の講演の後、閉校式では英文発表の優秀者とグループ発表における最優秀グループが表彰された。



▲グループ発表の様子

第515回大学院セミナー開催

2025年6月23日(月)午後6時より、水道橋校舎本館第2講義室において、第515回大学院セミナーが開催された。今回は、北里大学一般教育部自然科学教育センター教授の野島高彦先生を講師にお迎えし、「研究を順調に進めるための実験ノートの活用」と題した講演が行われた。

野島先生は、実験ノートは単に実験結果を記録するためのものではなく、実験研究を実施したことを示す「物的証拠」とすると同時に、進行中の研究に関する情報を集約する「情報ハブ」としても活用できるものであると説明された。また、思いついたアイデアを記録し、忘れてしまった事柄を記憶から呼び起こす手がかりとしても役立つとした。さらに、研究不正から自身を守る重要なツールでもあるなど、多様な側面から実験ノートの活用法をご紹介いただいた。



▲質問に答える野島先生

第516回大学院セミナー開催

2025年7月9日(水)午後6時より、水道橋校舎本館第2講義室において、第516回大学院セミナーが開催された。今回は、カールツァイス株式会社の山本真義氏を講師にお迎えし、「あなたは正しく顕微鏡を扱えますか? —共用顕微鏡を使用するための基礎知識、基本操作および使用時の注意点」と題した講演が行われた。

講演は、すでに顕微鏡を使用している者も改めて基礎の理解とステップアップをはかることができる内容であった。また、光学顕微鏡は蛍光観察が非常に重要な技術であり、顕微鏡の種類と特徴、またそのフィルタの選択やレーザーの選択についても紹介があった。



▲講演する山本氏

■ 第517回大学院セミナー開催

2025年7月16日（水）午後6時より、水道橋校舎本館第2講義室において、第517回大学院セミナーが開催された。今回は「海外で得た視野と力—先輩たちのリアルな声」と題し、海外留学経験のある組織・発生学講座の笠原典夫講師、歯科放射線学講座の小高研人講師、千葉歯科医療センターの酒井克彦講師による講演が行われた。

当日は多くの出席者が聴講するなか、それぞれの立場から留学時代の研究内容と日々の生活についてユーモアを交えながら講演し、今後留学を志す大学院生にとって大いに参考になるものとなった。



▲講演する笠原講師



▲講演する小高講師



▲講演する酒井講師

長期海外出張報告

保存修復学講座 講師 半場秀典

2024年4月1日（月）から2024年9月30日（月）まで、ワシントン大学歯学部歯科保存学講座（Restorative Dentistry, University of Washington School of Dentistry）に客員研究員として長期海外出張をさせていただきましたので、ご報告いたします。

ワシントン大学は米国ワシントン州にある公立大学で、西海岸で最古の歴史を誇る大学です。3つのキャンパスを有し、メインのシアトルキャンパスに歯学部があります。シアトルは米国北西部に位置し、山や海など自然に囲まれた都市で「エメラルド・シティ」とも呼ばれています。北海道よりも緯度が高いため、夏季の日照時間が長く、比較的涼しい気候です。日本から米国本土にもっとも近く、直行便も複数あるためアクセスが良好です。交通網も比較的充実しており、空港、ダウンタウン、大学を通るライトレールが整備され、私は車なしで生活を送ることができました。さらに、マイクロソフト、アマゾン、スターバックス、ボーイング、エクスペディアなど世界的にも著名なイノベーション企業が集まっており、ITおよびビジネスの最先端に触れ、イノベーションを重要視する環境を感じました。

ワシントン大学は約180の学部を有し、歯学部はITや口腔健康科学分野を含む10講座で編成され、最先端の歯科研究を行っています。出張先の歯科保存学講座は保存修復、補綴系と歯科理工を含む大講座です。今回、私の大学院時代にCT画像および統計解析などで指導いただいた経緯から、歯

科保存学講座保存修復主任のAlireza Sadr先生に共同研究の連絡を行い、受入の承諾を得ることができました。

研究はBiomimetics Biomaterials Biophotonics Biomechanics & Technology (B4T) と呼ばれるバイオミメティクス(生物模倣)に焦点を当て、バイオフォトニクス(生体組織の研究に対する光学技術)の応用により、天然歯の特性、機能、生体力学を厳密に模倣する生体材料の開発および試験を行うことを目的として設立された部門で行いました。臨床で応用可能なOptical Coherence Tomography (OCT, 光干渉断層法)を用いたう蝕診断画像の解析法、動的疲労試験によるエナメルクラックの発生、エナメル質う蝕の再石灰化などに関するプロジェクトを行うことができました。OCTは近赤外線レーザー光を生体に照射して内部の断層画像を測る技術であり、超音波断層画像装置に似た原理で、放射線を用いずに歯の内部の高精度断層画像をリアルタイムに観察することができます。私はレーザー光で画像に発生するアーティファクトについての改良を試み、新しい知見を得ることができました。さらに咬合負荷を想定したクラック発生を解析するために、チューニングシミュレーターを使用した疲労破壊試験によるクラック発生に関する解析を行いました。

教育および臨床では、保存修復学の講義および模型実習、臨床実習に参加する機会をいただきました。講義内容はITを積極的に活用した問題解決型の授業が多く、学生から活発な質問が展開されます。模型実習では、臨床見学なしで患者の



▲キャンパス中央に位置するドラムヘラー噴水



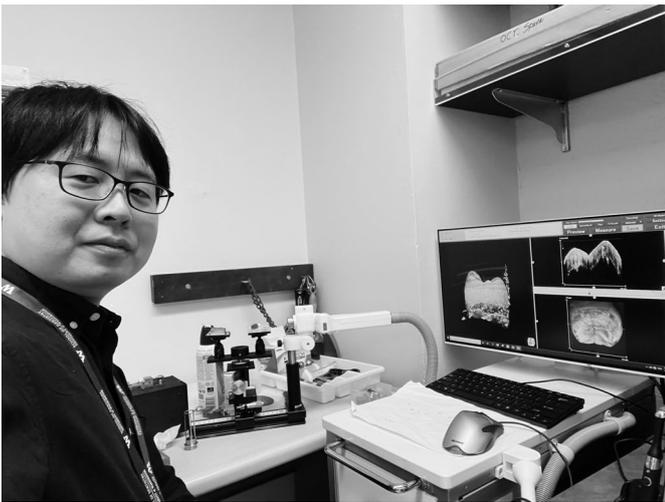
▲講座研究室から見えるマウントレーニア

治療を行うために、どの学生も関連分野まで予習を行うなどモチベーションが非常に高いことに驚きました。

今回の長期海外出張により、B4Tで複数の共同研究を行うことができ、OCTを含めた画像診断においてさらなる発展が期待されます。また、「Evaluation of Enamel Biomineralization」と題した最終講演の機会を得まして、保存修復学出身の André Ritter 歯学部長、顎顔面補綴系の Alvin Wee 歯科保存学講座主任教授の先生方と有意義なディスカッションを行うことができたことは貴重な経験となりました。ワシントン大学のスローガン「Be Boundless」の考えのもと、無限の可能性

を目標に捉え、私自身の物事を捉える考えかたが大きく変わったと実感しています。

このような貴重な海外出張の機会を与えていただいた、井出吉信理事長、一戸達也学長、片倉 朗副学長、山本 仁副学長、新谷誠康国際交流部長、保存修復学講座の村松 敬主任教授ならびに関係者各位に厚く御礼申し上げます。また、不在中に支えていただいた保存修復学講座および保存科の皆様重ねて感謝申し上げます。今回の長期海外出張での経験を生かして、本学ならびに歯科治療の発展に貢献できるよう活動していく所存です。



▲歯の内部を観察できる OCT (光干渉断層法)



▲チューイングシミュレーター (疲労破壊試験機)



▲ Sadr 先生 (右)、B4T 研究メンバーとの集合写真



▲最終講演後の集合写真。Wee 主任教授 (左端)、Chong 教授 (中央右)、Sadr 先生 (右 2 番目)

■ 下野正基名誉教授 令和7年春の叙勲において瑞宝小綬章を受章

本学元学監の下野正基名誉教授が、令和7年春の叙勲において瑞宝小綬章を受章された。

下野名誉教授は、1970年に本学を卒業後、同年より病理学第二講座副手、助手、講師、助教授を歴任された後、1991年4月に同講座主任教授に就任された。1995年6月に本学教務部長、1998年6月に学監、2004年6月からは東京歯科大学歯科衛生士専門学校校長を担われた。2011年3月に定年退職となるまで、約40年の永きにわたり大学の発展に寄与す

るとともに、病理学・口腔病理学さらには関連する歯科医学の教育・研究に努められた。

学外では、日本老年歯科医学研究会（現・日本老年歯科医学会）理事、日本口腔病理研究会（現・日本臨床口腔病理学会）理事、国際口腔病理学会理事、世界歯科連盟（FDI）理事など、数々の要職を歴任された。

長年にわたるこれらの功績が評価され、今回の受章となった。



◀瑞宝小綬章を受章した下野名誉教授

■ 名誉教授の推薦

2025年2月6日（木）の第771回教授会において、本学名誉教授規程に基づき、2025年3月31日付で定年退職された石原和幸教授を名誉教授に推薦することが了承された。

これを受け、2025年2月18日（火）開催の第754回理事会において、2025年4月1日付の推薦が承認された。

瀧沢寛律大学院生 第58回日本口腔科学会関東地方部会にて新人賞を受賞

2024年9月14日（土）に、日本大学松戸歯学部（千葉県）において開催された第58回日本口腔科学会関東地方部会にて、口腔腫瘍外科学講座の瀧沢寛律大学院生が口演発表を行い、新人賞を受賞した。演題は「緊急全身麻酔下で行われた消炎術の臨床的検討」であった。

本研究は、市川総合病院歯科・口腔外科において重篤な歯性感染症に対して緊急全身麻酔下で施行された消炎術の臨床的特徴を臨床統計学的に検討したもので、重篤な症例の傾向やリスク因子を明らかにしたものである。なかでも高齢者で低栄養状態の患者では重症化のリスクが高く、入院期間も長期化する傾向があることが確認され、今後の臨床において重要な知見が示されたと考える。

なお、2025年5月16日（金）～17日（土）にキッセイ文化ホール（長野県）で開催された第79回NPO法人日本口腔科学会学術集会にて、同演題の新人賞受賞講演が行われた。



▲受賞した瀧沢大学院生（中央）と野村武史教授（左）、指導医の大村雄介レジデント

有泉高晴助教 第69回日本口腔外科学会総会・学術大会で学術奨励賞を受賞

2024年11月22日（金）から24（日）に、パシフィコ横浜会議センター（横浜市）において開催された第69回日本口腔外科学会総会・学術大会にて、口腔顎顔面外科学講座の有泉高晴助教が学術奨励賞を受賞した。本賞は学術的価値が高く、日本口腔外科学会の会員の研究の活性化に貢献した論文を表彰するものである。受賞論文は「Effect of basic fibroblast growth factor injection on peripheral nerve injury at the watershed zone in a rat model」であり、Journal of Oral and Maxillofacial Surgery, Medicine, and Pathologyに掲載されている。

研究内容は、塩基性線維芽細胞増殖因子（bFGF）を圧挫したラットの坐骨神経内に注入することで、神経再生に及ぼす影響について検討したものである。本研究ではbFGFを神経上膜内に注入することで、神経周囲の血管新生や神経線維の成長を促し、神経再生を促進させる可能性が示唆された。口腔領域で起きる下歯槽神経麻痺や舌神経麻痺などの末梢神経損傷は、損傷程度によっては完全回復することが困難なこともある。今回の知見から、さらに詳しいメカニズムや投与方法などを検討することで、末梢神経障害の新たな治療法を確立することができると期待される。



◀受賞した有泉助教（左）と渡邊 章教授

伊東紘世助教 第83回日本歯科理工学会学術講演会にて研究奨励賞を受賞

2025年4月19日（土）から20日（日）に、愛知学院大学補元キャンパス110周年記念講堂（名古屋市）において開催された第83回日本歯科理工学会学術講演会にて、パーソナルデンチャー補綴学講座の伊東紘世助教が第83回学術講演会日本歯科理工学会研究奨励賞を受賞した。本学にとっては20年ぶりの同賞受賞となる。受賞演題は「CAD/CAM技術を応用した純チタン製RPDフレームワークの最適な製作方法の検討」であった。

金属アレルギーのリスクが低く、生体親和性に優れる純チタンは、歯科材料として以前から注目されてきた。しかし、そのフレームワークを従来の鋳造法で製作するのは依然として困難とされてきた。近年ではCAD/CAM技術の進歩により複数の製作法が実用化されつつあり、伊東助教はその中でも純チタンを用いた局部床義歯のフレームワークの最適な製作方法を、マクロおよびミクロの視点から多角的に検討した。その結果、純チタン粉末を用いた積層造形法（3Dプリンティング）が、形状の精確さおよび酸化の抑制といった点で



▲受賞した伊東助教(中央)と山下秀一郎教授(左)、田坂彰規主任教授

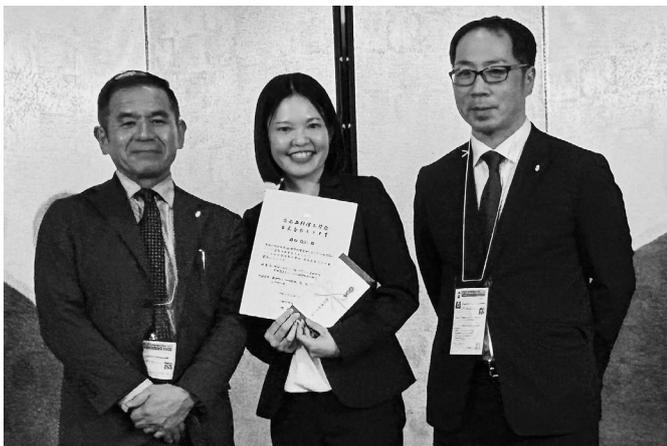
優れていることが明らかとなった。さらに切削加工においても、表面性状および内部構造において良好な結果が得られた。これらの成果は、今後の臨床応用に向けた大きな前進として高く評価された。

鎌田聡仁助教 第83回日本歯科理工学会学術講演会にて企業賞を受賞

2025年4月19日（土）から20日（日）に、愛知学院大学補元キャンパス110周年記念講堂（名古屋市）において開催された第83回日本歯科理工学会学術講演会にて、千葉歯科医療センター補綴科の鎌田聡仁助教が第83回学術講演会企業賞を受賞した。受賞演題は「新規フルカラー3Dプリント義歯床用レジンと常温重合レジンとの接着強度の検討」であった。

鎌田助教は、材料噴射法（Material Jetting）を用いた歯科用フルカラー3Dプリンターの技術による義歯床と人工歯

を一塊で製作する新たな方法に着目した。臨床で応用する際には、義歯床の修理の容易さが不可欠であり、修理用の常温重合レジンと義歯床との強固な接着が求められる。鎌田助教は新規フルカラー3Dプリント義歯床用レジンと従来の加熱重合法で用いる義歯床用レジンに対する常温重合レジンとの接着強度を比較し、その特性を評価した。その結果、従来の加熱重合レジンと同等に十分な接着強度を有することを明らかにした。これらの成果は、今後の臨床応用に向けた大きな前進として高く評価され、今回の受賞に至った。



▲受賞した鎌田助教(中央)と田坂彰規主任教授(右)、服部雅之歯科理工学講座教授



▲受賞した鎌田助教(中央)と片倉 朗千葉歯科医療センター長(右)、山下秀一郎教授

小林嵩史助教

日本補綴歯科学会第134回学術大会において課題口演賞を受賞

2025年5月16日（金）から18日（日）に、出島メッセ長崎（長崎県）において開催された日本補綴歯科学会第134回学術大会にて、老年歯科補綴学講座の小林嵩史助教が課題口演賞（Smart Prosthodontics部門）を受賞した。受賞演題名は「無歯顎顎堤の顎堤の高さが口腔内スキャナによるスキャン精度におよぼす影響」であった。本賞は、一次審査により各部門3名のファイナリストが選出され、学術大会当日の課題口演コンペティションにおいて発表および質疑が行われた結果、授与されるものである。

近年、CAD/CAM技術を応用した総義歯製作法が発展してきているが、使用中の義歯を口腔内スキャナなどでスキャンし、新義歯製作に応用するフローに演者らは着目した。本演題は、口腔内スキャナを用いた義歯のスキャン精度に対する、顎堤の高さなどの義歯形態の影響について検討したもので、顎堤の高さに関わらず臨床的許容範囲内の精度は得られたものの、顎堤高さが低いほど精度は高いことを報告した。

本研究結果の臨床的有益性やプレゼンテーション、質疑



▲受賞した小林助教（中央）と共同演者の上田貴之教授（左）、竜 正大准教授

応答などの観点から高い評価が得られ、受賞に至った。本演題から得られた知見は、口腔内スキャナを義歯のスキャンに応用した義歯製作法の確立に有用であり、さらなる研究の発展が期待される。

窪山裕也大学院生

第79回NPO法人日本口腔科学会学術集会にて若手優秀ポスター賞を受賞

2025年5月15日（木）から17日（土）に、キッセイ文化ホールとエア・ウォーターアリーナ松本（長野県）にて開催された第79回NPO法人日本口腔科学会学術集会において、小児歯科学講座の窪山裕也大学院生が若手優秀ポスター賞を受賞した。受賞演題は「象牙芽細胞のグルココルチコイド受容体は象牙質形成を抑制する」であった。

ステロイドの長期投与患者には象牙質知覚過敏症様の激しい歯痛（ステロイド由来歯痛）が見られると報告されている。この歯痛は持続的で、冷水刺激だけでなく温水刺激でも生じ、ステロイドの減量によって軽減する。しかし、その発生メカニズム・疫学・病態は不明で、効果的な治療法もない。また、ステロイドで歯髄腔が狭窄または拡大するという報告もあるが、象牙質形成調節機構に対するステロイドの作用は不明である。本学の生理学講座でのこれまでの研究で、象牙質表面への刺激は象牙芽細胞の機械感受性TRPチャネルおよびPiezoチャネルが活性化して細胞内Ca²⁺濃度を増加させ、この増加したCa²⁺が石灰化前線に排出されるとともに、ATP放出を介して象牙質痛を発生させることが明らかになっている。本研究では、象牙芽細胞にグルココルチコイド受容体（GR）が機能的に発現しており、GRアゴニストであ



▲受賞した窪山大学院生（中央）と新谷誠康教授（左）、澁川義幸生理学講座教授

るデキサメタゾンには細胞外からのCa²⁺流入とリアノジン受容体を介さないCa²⁺ストアからのCa²⁺放出を誘発すること、象牙芽細胞の機械感受性に影響しないことが示唆された。加えて、GRの活性化は石灰化を抑制することが示唆された。

今回の研究で明らかになったステロイドの象牙芽細胞機能への関与が、ステロイド由来歯痛の病態解明・対症療法開発の第一歩となる可能性がある。

浅井七海大学院生

日本補綴歯科学会第134回学術大会にて優秀ポスター賞を受賞

2025年5月16日（金）から18日（日）に、出島メッセ長崎（長崎県）において開催された日本補綴歯科学会第134回学術大会にて、パーシャルデンチャー補綴学講座の浅井七海大学院生が、優秀ポスター賞（デンツプライシロナ賞）を受賞した。受賞演題は「CAD-CAM製局部床義歯フレームワークを想定したCo-Cr合金の疲労強さの検証」であった。

近年のCAD-CAM技術の発展により、金属積層造形および切削加工での局部床義歯フレームワークの製作が可能となったが、口腔内での長期使用を想定したフレームワークの耐久性に関しては不明な点が多い。本研究では、浅井大学院生が金属積層造形および切削加工で製作したCo-Cr（コバルトクロム）合金製試験片の疲労強さを、従来の鋳造法によるものと比較・検証した。その結果、金属積層造形が疲労強さの点において優れることが明らかとなった。さらに、切削加工も鋳造と同程度の疲労強さを示し、臨床応用が可能であることが示唆された。これらの成果は、今後のCAD-CAM技術によ



▲受賞した浅井大学院生(中央)と山下秀一郎教授(左)、田坂彰規主任教授

る局部床義歯の臨床応用のさらなる普及に向けた重要な知見であり、補綴歯科治療の質の向上に大きく貢献するものとして高く評価された。

福田 悠大学院生

第35回日本顎変形症学会総会学術大会にて若手優秀ポスター賞を受賞

2025年6月4日（水）から6日（金）に、北九州国際会議場（北九州市）において開催された第35回日本顎変形症学会総会・学術大会にて、歯科矯正学講座の福田悠大学院生が若手優秀ポスター賞を受賞した。受賞演題は「成長期におけるマウス片側咬筋の機能低下が及ぼす下顎骨変形のメカニズムの解明」であった。

成長期における口腔周囲筋機能低下は、バクシネーター機構の破綻を介して口腔機能発達不全症や不正咬合を誘発し、顎骨変形や顔面非対称の一因となることが知られている。しかし筋肉のコントロールによる骨形態変化のメカニズムはいまだ不明な点が多く、本研究ではA型ボツリヌス毒素（BTX）を用いて筋機能低下マウスを作製し、その際現れる全身の変化と下顎骨に生じる細胞／形態的な局所変化を明確にし、筋機能回復のトリガーとなる因子を検索することとした。

結果としてBTX投与群の経時的な筋機能低下と下顎頭部骨量減少が明確となり、同講座の先行研究と一致した。全身的变化として血液検査にて生化学検査、骨型アルカリフォスファターゼ、TRACP-5b、オステオカルシン、ミオスタチンを評価したが、LDH以外の項目にてコントロール群とBTX群ともに同様な増減を示したことより、筋機能低下による下顎骨変形は全身性因子の変化に起因するものでないことが示唆



▲受賞した福田大学院生(右)と西井 康教授

された。またBTX投与から2週後に筋量は減少し下顎骨変形が生じるが、BTXが失効する8週後には血中ミオスタチン濃度が減少するため、筋の回復と下顎偏位回復に移行したと予想される。

今後、さらに長期的な下顎頭部の観察と局所因子の検索を検討しており、局所因子が明確となれば成長期における新たな顎変形症治療の一助となることが期待される。

宮田直樹助教 日本歯科保存学会2025年度春季学術大会(第162回)にて 日本歯科保存学会奨励賞を受賞

2025年6月5日(木)、6日(金)に、愛媛県民文化会館(愛媛県)において開催された日本歯科保存学会2025年度春季学術大会(第162回)にて、歯周病学講座の宮田直樹助教が日本歯科保存学会奨励賞を受賞した。本賞は、歯科保存学の領域において優れた業績をあげた日本歯科保存学会の会員を表彰するとともに、若手研究者の育成を目的に、雑誌掲載論文を審査対象として表彰するものである。

受賞論文は「Combined Effects of Fibroblast Growth Factor-2 and Carbonate Apatite Granules on Periodontal Healing: An *In Vivo* and *In Vitro* Study」であり、国際誌 Biomedicines (JCR-Q1 Pharmacology and Pharmacy) に2024年に掲載されている。研究内容は、成長因子の1つである塩基性線維芽細胞増殖因子(FGF-2)と足場材である炭酸アパタイト(CO₃Ap)の併用が歯周組織治癒に及ぼす影響について、*in vivo*および*in vitro*の観点から検討したものである。

本研究ではCO₃ApにFGF-2を添加することで細胞の付着および増殖が促進され、骨芽細胞の分化が制御されることで歯根付近からの新生骨形成を促し、歯周組織治癒を促進するこ



▲受賞した宮田助教(右)と齋藤 淳教授(左)

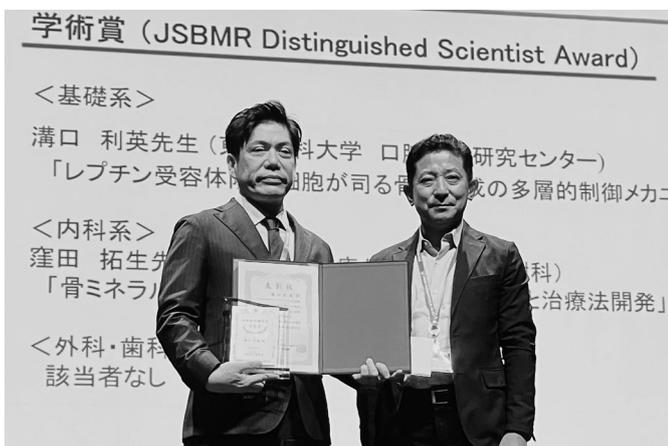
とを見出した点が評価され、受賞に至った。今回の知見を基に、より詳細なメカニズムの解析を含めた研究を行うことで、予知性の高い歯周組織再生療法の確立や新規足場材の開発への足掛かりになることが期待される。

溝口利英教授 第43回日本骨代謝学会学術集会にて学術賞を受賞

2025年7月24日(木)から26日(土)に、熊本城ホール(熊本市)において開催された第43回日本骨代謝学会学術集会にて、口腔科学研究センターの溝口利英教授が学術賞(基礎系)を受賞した。受賞のタイトルは「レプチン受容体陽性細胞が司る骨格形成の多層的制御メカニズム」である。

本受賞は、骨髄組織における骨格幹/前駆細胞に関する研

究への取り組みにより、骨代謝に対する理解の深化に貢献した成果が高く評価されたものである。このたびの受賞は、長年にわたる骨代謝に関する継続的な研究活動と、本分野への深い洞察に基づくものであり、今後のさらなる研究の発展が期待される。



◀受賞した溝口教授(左)と高柳 広日本骨代謝学会理事長

辻 優人元大学院生 第16回FADAS(アジア歯科麻酔学会連合)学術大会にて Kim's Research Excellence Awardを受賞

2025年6月14日(土)から15日(日)に、Seoul National University(韓国)において開催された第16回FADAS(アジア歯科麻酔学会連合)学術大会にて、歯科麻酔学講座の辻 優人元大学院生の学位論文がKim's Research Excellence Awardを受賞した。受賞演題は「Effect of remimazolam and propofol anesthesia on autonomic nerve activities during Le Fort I osteotomy under general anesthesia: blinded randomized clinical trial」であった。

従来から使用されてきた静脈麻酔薬であるプロポフォールは、全身麻酔導入時に交感神経活動を減少させるが、術中の外科的侵襲によって交感神経活動が増加することがわかっている。一方、2020年に世界に先駆けて発売された短時間作用型ベンゾジアゼピン系の静脈麻酔薬であるレミマゾラムベシル酸塩(以下レミマゾラム)は、全身麻酔導入時の自律神経活動の抑制が小さいことがわかっているが、外科的侵襲による自律神経活動に及ぼす影響については明らかになってい

なかった。

本研究では、Le Fort I型骨切り術におけるダウンフラクチャー時の自律神経活動をレミマゾラム群とプロポフォール群で比較した。外科的侵襲が比較的大きいと考えられるダウンフラクチャー時に、プロポフォール群では交感神経活動が増加し、レミマゾラム群では副交感神経活動が増加傾向にあった。しかし、血圧と心拍数の変動に明らかな違いは認められなかった。交感神経活動の活性化は循環系だけでなく、代謝系、内分泌系、免疫系にも影響を及ぼし、周術期の合併症を引き起こす可能性がある。したがって、外科的侵襲が加わった時には、レミマゾラムはプロポフォールよりも人体に及ぼす影響が小さい可能性が考えられた。

今回の研究で明らかになった外科的侵襲時の自律神経活動の違いを踏まえ、レミマゾラムの周術期合併症への影響など、本研究のさらなる発展が期待される。



◀受賞した辻元大学院生(左)と一戸達也先生

学生会主催新入生オリエンテーション・クラブ紹介開催

2025年4月19日(土)午前10時より、水道橋校舎新館第3実習講義室と血脇記念ホールにおいて、学生会東歯祭実行委員主催による恒例の新入生オリエンテーションが開催された。

午前中は各クラブが実習講義室内にそれぞれ新歓ブースを設け、新入生向けに活動内容などについての説明を行った。興味のあるクラブについて、先輩たちからの説明を聞き、気軽に質問をする場所として賑わった。

午後からは場所を血脇記念ホールに移し、東歯祭実行委

員長の篠田英茉さん(第4学年)、総務委員長の甲斐雅人さん(第4学年)、笠原正貴学生部長らによる挨拶に引き続き、各クラブより映像などを使用した工夫を凝らした紹介がステージ上で行われた。

どのクラブも、新入生が興味を持つように工夫をして自分たちのクラブを紹介していた。新入生は、クラブへの興味が高まることはもちろん、堂々とした先輩の姿を見て未来の自分たちの姿を投影したことだろう。



▲会場廊下に掲示された各クラブのポスター



▲先輩から直接様子を聞く第1学年



▲柔道部ブース



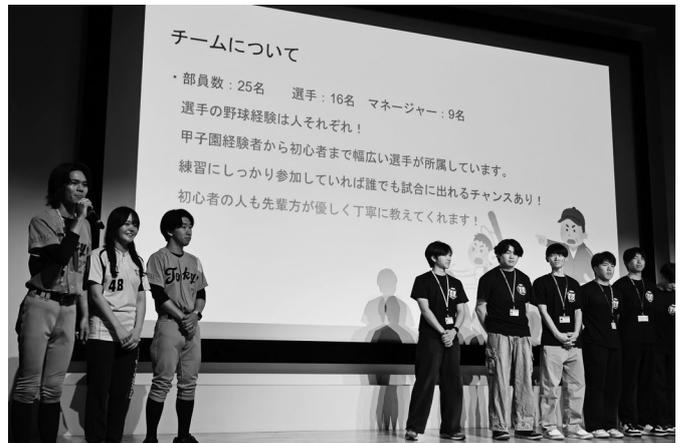
▲国際医療研究会ブース



▲バレーボール部ブース



▲ダンス部によるステージ



▲野球部によるクラブ紹介

2025年度フレッシュマンセミナー開催

2025年4月23日(水)から25日(金)までの3日間、かずさアカデミアパーク(千葉県)において、2025年度フレッシュマンセミナーが開催された。本セミナーは「歯科大学1年生としての学習の心構え」、「How to learn, how to study」、「新入生同志の親睦」の3点を目的としている。

1日目は、かずさアカデミアパークに到着後、午前11時から開講式、語学研究室的松浦由美子准教授による「歯科医師たる前に人間たれ」と題した講演が行われた。昼食後はグループ毎に分かれて「挨拶する・しないがもたらすもの」についてアイスブレーキングをかねて討議し、討議内容についての全体発表が行われた。午後4時からは山本 仁副学長より「ディベート」についてのグループ討議の概要説明があり、午後4時25分から1回目のグループ討議を行った。最終日に行われる公開ディベートは、新入生を12のグループに分け、与えられたディベートテーマに基づきグループ対抗で実施される。その準備としてグループ討議の時間に情報収集をし、立論スピーチの作成や質疑応答の整理をする。午後6時30分からの夕食ではマナー講師によるテーブルマナーが行われ、新入生およびチューターの教員で円卓を囲み、実りある時間を過ごした。夕食後は午後9時まで2回目のグループ討議を行った。

2日目は、午前9時より3回目のグループ討議を行い、公開ディベートに向けて、チューターの指導を受けながら活発に討議

が進められた。昼食後の午後1時より本学卒業生の関谷 凌大学院生による「卒業生からのメッセージ」の講演が行われた。その後、4回目のグループ討議を行い、午後5時20分からはクラウンブリッジ補綴学講座の関根秀志教授、病理学講座の松坂賢一教授、歯科理工学講座の服部雅之教授、物理学研究室の池上健司教授の順で「歯科臨床のための、基礎学問と教養科目」と題した講演を行った。2日目の夕食時には懇親会としてビンゴゲームおよび校歌の練習が開催され、新入生同志がより親睦を深めるきっかけとなり、大盛況であった。また、夕食後には5回目のグループ討議を行い、新入生たちは翌日の公開ディベートに向けてグループで一丸となって準備に取り組んでいた。

最終日は午前9時より3会場に分かれて公開ディベートを行い、各会場とも白熱した議論が展開され、充実した公開ディベートとなった。昼食後、山本副学長より公開ディベートの講評が行われた。閉講式を終えたのち、バスにて新館校舎に戻り、3日間にわたるフレッシュマンセミナーの全日程を無事に終了した。

3日間で新入生たちはグループ討議を通じて親睦を深め、卒業生や本学教員の講演を聞くことにより本学にて学ぶことの意欲を高めることができた。この3日間での新入生の成長は目まぐるしく、これから6年間を本学で学んでいく第一歩として大変有意義なセミナーであった。



▲ディベートの概要説明を行う山本副学長



▲グループ討議中の様子



▲校歌練習の様子



▲公開ディベートの様子

第6学年石坂大昂さん 第7回JPS Student Clinical Skills Competitionにて日本補綴歯科学会学術委員長賞を受賞

2025年6月1日(日)に、GCコーポレートセンター(文京区)において開催された日本補綴歯科学会主催第7回JPS Student Clinical Skills Competitionにて、第6学年の石坂大昂さんが日本補綴歯科学会学術委員長賞を受賞した。

本コンペティションは、的確な臨床判断能力と高いレベルの臨床技能を持ち、将来の補綴歯科臨床で活躍する歯学部学生を育成することを目的とした学生技能競技会である。2019年より始まった本コンペティションは、今回から文部科学省の後援を受けて実施され、第1位には文部科学大臣賞が授与される。実技課題は、より幅広く臨床的な要求に応えられるように、CAD/CAM冠の保険適応の拡大に対応した内容として、ハイブリッドレジンでのCAD/CAM冠を想定した

下顎左側第一大臼歯の支台歯形成であった。全国の歯科大学・歯学部の代表者が参加した一次審査により上位6名が選抜され、同会場にて最終選考が実施された。

本学では、希望した第5学年の中から学内選考を行い、本学の代表者1名を決定した。その後、主にクラウンブリッジ補綴学講座の露木 悠講師の指導のもと、臨床実習プログレス期間から約2か月間、実技試験のための自主練習を行った。最終選考に選抜された第6学年の石坂さんは、最終選考の実技試験においても実力を発揮して、第3位入賞である日本補綴歯科学会学術委員長賞を受賞した。本人の努力はもとより、本学における技能教育や診療参加型臨床実習の成果が実を結んだ結果である。



▲受賞した石坂さん(中央右)と澤瀬 隆日本補綴歯科学会学術委員長(中央左)、引率した四ツ谷 護講師(右)、上田貴之教授(左)



▲審査直前に円陣を組む参加学生たち



▲二次審査の実技試験(支台歯形成)を行う石坂さん

2025年度父兄会定時総会開催

2025年6月21日(土)午後1時より、水道橋校舎新館血協記念ホールにおいて、2025年度父兄会定時総会が開催された。

片倉 朗学長をはじめとする大学役職者ならびに修学指導関係者の諸先生方をお迎えし、高倉克博父兄会長からのご挨拶

の後、多田 宏氏を総議会議長に選出し、議案書に従い審議を進行した。

会場は、血協記念ホールに加え第3講義室をサテライト会場としたほか、約470名の保護者の参加があった。



▲父兄会総会の様子



▲挨拶をする高倉父兄会長

第57回全日本歯科学生総合体育大会夏期部門結団式開催

2025年7月15日（火）午後6時より、水道橋校舎新館血脇記念ホールにおいて、第57回全日本歯科学生総合体育大会夏期部門結団式が開催された。

片倉 朗学長の挨拶の後、男子バスケットボール部主将の

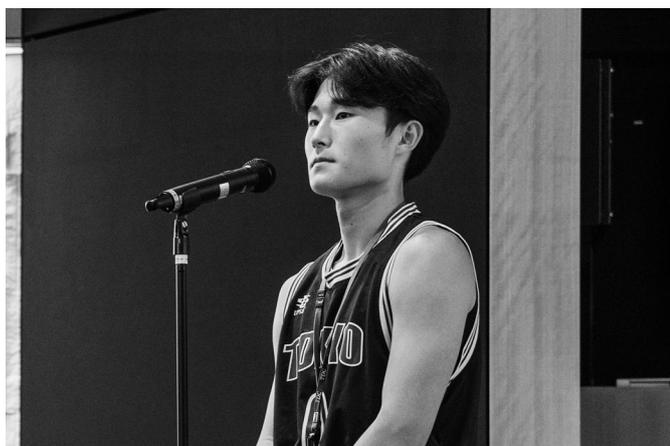
井野晴斗さん（第4学年）による運動部代表挨拶、サッカー部主将の甲斐雅人さん（第4学年）による選手宣誓と続き、司会の野村伊吹さん（第4学年）による紹介のもと、各クラブ主将が決意表明を行った。



▲部員たちに激励を送る片倉学長



▲結団式の様子



▲運動部代表挨拶をする井野さん



▲選手宣誓をする甲斐さん



▲全員で校歌斉唱



▲東歯の闘志を燃やせ！

■ 春の文献検索講習会開催

2025年5月21日（水）から6月30日（月）まで、オンデマンドによる春の文献検索講習会が開催された。

「PubMed」「Scopus」「医中誌Web」では、医学文献の検索に不可欠なデータベースの基本的な使い方から応用的・効率的な検索方法について、「学認」では、図書館で提供し

ている電子リソース（データベースや電子ジャーナル）を学外から利用する方法を説明した。

57名が参加し、PubMed71回、Scopus21回、医中誌Web37回、学認12回の視聴があった。

■ 文献管理ソフト EndNote 説明会開催

2025年5月28日（水）午後5時より、オンラインにて、文献管理ソフト EndNote 説明会が開催された。

はじめに杉原直樹図書館長より挨拶があり、その後、ユサコ株式会社の竹上哲哉氏より説明があった。EndNoteの基本的な機能、新たにリリースされたEndNote2025の新機能についての説明があり、操作のデモンストレーションが行われた。サポートや活用のヒントについての紹介がなされ、質疑応答も行われた。

当日は55名の参加があり、その後実施したオンデマンド

配信でも50名の視聴参加があった。アンケートからは収集機能や出力機能への関心が多く寄せられ、今後の効率的な研究活動への期待がうかがえた。

文献管理ソフト EndNote は、本学に在籍し、TDC Net アカウント所持者であれば、どなたでもご利用いただけます。ご希望の方は図書館ホームページより利用申請を行ってください。

■ 岡本清纓先生関連図書の寄贈

本学評議員の上田祥士先生（1978（昭和53）年3月卒）より、上田先生の祖父君である岡本清纓先生（1917（大正6）年10月東京歯科医学専門学校卒）の著書を中心とした関連図書をご寄贈いただいた。

寄贈された図書は『口腔衛生講演法 第6版』（1930年出版）をはじめ、口腔衛生や小児歯科に関する貴重な資料である。図書館にて受け入れ、大切に保存し後世に伝えたい。



▲寄贈された図書の一部

Column

岡本清纓とは

1914（大正3）年4月東京歯科医学専門学校入学。

1917（大正6）年10月卒業。在学中に『歯科学報』の編集助手を務める。

1921（大正10）年～1938（昭和13）年ライオン児童歯科院長、1939（昭和14）～1943（昭和18）年ライオン歯科衛生院長（ライオン歯磨本舗小林商店（現：ライオン株式会社）設立）。

1953（昭和28）年12月、東京医科歯科大学口腔衛生学講座創設。

その後、愛知学院大学歯学部創設に尽力し、1961（昭和36）年4月初代歯学部部長就任、附属病院院長兼任。

愛知学院大学名誉教授。口腔衛生学会名誉会員。日本小児歯科学会理事長、日本学生卓球連盟会長歴任。

2025年度東京歯科大学短期大学 第3回オープンキャンパス・入試説明会開催

2025年8月9日（土）、水道橋校舎本館A教室と第2・3教室において、2026年度東京歯科大学短期大学への入学希望者を対象とした第3回オープンキャンパス・入試説明会が開催された。入学希望者と保護者を合わせた参加者は、歯科衛生学科希望者118名、専攻科希望者77名であった。

歯科衛生学科入学希望者を集めたA教室では、齋藤 淳学長の挨拶の後、江口貴子教務副部長より歯科衛生士業務や短期大学の特徴について、在校生や専攻科生へのインタビューを交えながら説明があった。休憩をはさみ、小林友忠事務部長より学生募集要項、入学試験についての説明があり、続いて総合型選抜試験対策として、吉田 隆学生部長による模擬授業を聴講して例題に解答する形式で、入学試験の体験が行われた。参加者は緊張した面持ちで一息懸命聴講し、例題に取り組んでいた。その後、短期大学教員や在校生、専攻科生

とともに小グループに分かれて、水道橋校舎本館短期大学実験室および教室、水道橋病院診療室、水道橋校舎本館西棟短期大学実習室などの施設見学を行った。施設見学終了後には、水道橋校舎本館西棟ラウンジにおいて、希望者に対して個別相談が行われた。相談内容は、入学試験、学生生活、専攻科への進学、学費・奨学金、授業内容、就職先などの多岐にわたり、教職員および卒業生、専攻科生、短期大学学生が対応にあたった。

一方、専攻科入学希望者を集めた第2・3教室では、齋藤学長の挨拶から始まり、安松啓子研究部長より学位授与機構関連の説明を行い、続いて菅野亜紀副学長が専攻科の概要、入学試験について専攻科卒業生へのインタビューを交えながら説明を行った。休憩をはさみ施設見学を実施し、最後に希望者を対象に個別相談を実施した。



▲歯科衛生学科入学希望者に実施した模擬授業の様子



▲専攻科入学希望者に実施した専攻科概要説明の様子

国内見学者来校

水道橋校舎・水道橋病院

■医療法人至誠会 たんぼぼ歯科医院

対象日：2025年6月12日(木)

見学施設：標本室

見学者：6名

■太陽歯科衛生士専門学校

対象日：① 2025年7月22日(火)

② 2025年7月25日(金)

見学施設：解剖実習室、標本室

見学者：① 83名(引率2名)、② 29名(引率2名)

■学校法人村上学園 専門学校日本医科学大学校

対象日：2025年7月23日(水)

見学施設：解剖実習室、標本室

見学者：77名(引率8名)

■茨城歯科専門学校

対象日：2025年7月23日(水)

見学施設：解剖実習室、標本室

見学者：45名(引率6名)

■埼玉県立常盤高等学校

対象日：2025年7月24日(木)

見学施設：解剖実習室、標本室

見学者：73名(引率4名)

■国際医療福祉専門学校

対象日：2025年7月30日(水)

見学施設：解剖実習室、標本室

見学者：76名(引率6名)

■関東鍼灸専門学校

対象日：2025年8月1日(金)

見学施設：解剖実習室、標本室

見学者：78名

■大宮歯科衛生士専門学校

対象日：2025年8月5日(火)

見学施設：解剖実習室、標本室

見学者：35名(引率2名)

■太陽歯科衛生士専門学校

対象日：2025年8月5日(火)

見学施設：水道橋病院

見学者：36名(昼間部19名、夜間部12名、引率5名)

■さいたま柔整専門学校

対象日：2025年8月6日(水)

見学施設：解剖実習室、標本室

見学者：32名(引率6名)

■埼玉県立大学

対象日：2025年8月19日(火)

見学施設：解剖実習室、標本室

見学者：31名(引率1名)

市川総合病院

■順天堂大学 眼科学教室

対象日：2025年5月15日(木)～5月16日(金)

見学施設：第2手術室

見学者：医師1名

■国立国際医療研究センター国府台病院

対象日：2025年5月20日(火)

見学施設：第2手術室

見学者：医師1名

■旭川医科大学病院

対象日：2025年6月23日(月)

見学施設：外来、病棟、第2手術室、角膜センター

見学者：医師1名

■獨協医科大学病院

対象日：2025年6月30日(月)

見学施設：外来、病棟、第2手術室、角膜センター

見学者：医師2名

■自治医科大学附属さいたま医療センター

対象日：2025年7月24日(木)

見学施設：外来、病棟、第2手術室、角膜センター

見学者：医師1名

千葉歯科医療センター

■医療法人至誠会 たんぼぼ歯科医院

対象日：2025年7月17日(木)

見学者：8名

海外出張

水道橋校舎・水道橋病院

■齋藤 淳教授、今村健太郎准教授、村上 侑非常勤講師、鈴木瑛一臨床講師(歯周病)

EuroPerio11 への参加・発表のため、5月12日(月)から5月19日(月)までオーストリア・ウィーンへ出張

■菅原圭亮准教授、西山明宏講師、小谷地雅秀助教(口腔病態外科)

ICOMS2025 での参加・発表のため、5月21日(水)から5月25日(日)までシンガポールへ出張

■西山明宏講師(口腔病態外科)

96th Annual Meeting of the German Society for Otorhinolaryngology, Head and Neck Surgery での共同研究の発表および研究打ち合わせのため、5月26日(月)から6月1日(日)までドイツ・フランクフルトへ出張

■櫻井敦朗准教授(小児歯科)

台湾小児歯科学会(TAPD)大会への出席および日本小児歯科学会とTAPDの学会交流のため、6月6日(金)から6月8日(日)まで台湾・台中へ出張

■関矢日向子大学院生(歯内療法)

2025 IADR/PER General Session への参加・発表のため、6月21日(土)から6月30日(月)までスペイン・バルセロナへ出張

■星野綾香大学院生(歯科矯正)

2025 IADR/PER General Session への参加・発表のため、6月22日(日)から6月30日(月)までスペイン・バルセロナへ出張。

■半場秀典講師(保存修復)

2025 IADR/PER General Session への参加・発表のため、6月23日(月)から6月30日(月)までスペイン・バルセロナへ出張

■服部雅之教授(歯科理工)

2025 IADR/PER General Session への参加・発表のため、6月23日(月)から6月30日(月)までスペイン・バルセロナへ出張

■齋藤 淳教授、山下慶子助教、久永理央助教(歯周病)

2025 IADR/PER General Session への参加・発表のため、6月24日(火)から6月30日(月)までスペイン・バルセロナ

へ出張

■番場桃子助教(歯内療法)

2025 IADR/PER General Session への参加・発表のため、6月24日(火)から6月30日(月)までスペイン・バルセロナへ出張

■牧野将大大学院生(口腔インプラント)

2025 IADR/PER General Session への参加・発表のため、6月24日(火)から6月30日(月)までスペイン・バルセロナへ出張

■福田 悠大学院生(歯科矯正)

2025 IADR/PER General Session への参加・発表のため、6月24日(火)から6月30日(月)までスペイン・バルセロナへ出張

■松坂賢一教授(病理)

2025 IADR/PER General Session への参加・発表のため、6月25日(水)から6月29日(日)までスペイン・バルセロナへ出張

■太田友香准教授(水病・眼科)

11th World Glaucoma Congress2025 への参加・発表のため、6月24日(火)から6月30日(月)までアメリカ合衆国・ハワイへ出張

■石塚洋一准教授(衛生)

The 72nd European Organisation for Caries Research (ORCA) Congress への参加・発表のため、6月30日(月)から7月7日(月)までイギリス・リースへ出張

■山本 仁教授(組織・発生)

Kyungpook National University で行われるシンポジウム“Dental hard tissue formation and regeneration” への参加のため、7月22日(火)から7月25日(金)まで韓国・大邱へ出張

■西井 康教授(歯科矯正)

The 16th World Implant Orthodontic Conference (WIOC) and the 7th Annual Congress of the Vietnam Association of Orthodontists のため、7月24日(木)から7月28日(月)までベトナム・ホーチミンへ出張

■ピッセン弘子特任教授(水病・眼科)

The 37th Asia-Pacific Association of Cataract and Refractive Surgeons Annual Meeting (APACRS)への参加のため、8月20日(水)から8月25日(月)までインド・アフマダーバードへ出張

市川総合病院

■山口剛史教授(眼科)

The Association for Research in Vision and Ophthalmologyへ参加のため、5月3日(土)から5月9日(金)まで、アメリカ合衆国・ユタ州ソルトレイクシティへ出張

■白根茉莉子助教(眼科)

The Association for Research in Vision and Ophthalmologyへ参加のため、5月3日(土)から5月9日(金)まで、アメリカ合衆国・ユタ州ソルトレイクシティへ出張

■鈴木 昌教授(救急科)

米国救急医学会 Society for Academic Emergency Medicineへ参加・発表のため5月13日(火)から5月17日(土)まで、アメリカ合衆国・ペンシルベニア州フィラデルフィアへ出張

■三邊正樹助教(口腔腫瘍外科)

2025 AAOM/EAOMへ参加・発表のため、5月13日(火)から5月17日(土)まで、アメリカ合衆国・ネバダ州ラスベガスへ出張

■上野紗璃大学院生(口腔腫瘍外科)

2025 AAOM/EAOMへ参加・発表のため、5月13日(火)から5月19日(月)まで、アメリカ合衆国・ネバダ州ラスベガスへ出張

■山口剛史教授(眼科)

16th EU Cornea Congressへ参加のため、5月21日(水)から5月27日(火)まで、チェコ・プラハへ出張

■鈴木 昌教授(救急科)

国際救急医学会 ICEM25へ参加・発表のため、5月24日(土)から5月29日(木)まで、カナダ・ケベック州モントリオールへ出張

■佐々木 光教授(脳神経外)

2025 ASCO annual meetingへ参加・発表のため、5月24日(土)から5月29日(木)まで、アメリカ合衆国・イリノイ州シカゴへ出張

■穂山直太郎講師(耳鼻咽喉科)

The 23rd International Symposium on Recent Advances in Otitis Mediaへ参加・発表のため、6月15日(日)から6月20日(金)まで、アメリカ合衆国・ペンシルベニア州フィラデルフィアへ出張

■柴田 護教授(神経内科)

The American Headache Society 67th Annual Scientific Meetingへ参加・発表のため、6月18日(水)から6月21日(土)まで、アメリカ合衆国・ミネソタ州ミネアポリスへ出張

■野村武史教授(口腔腫瘍外科)、森田奈那助教(オーラルメディシン病院歯科)、巽 綾香大学院生、清藤友介大学院生(口腔腫瘍外科)

2025 IADR (The International Association for Dental, Oral, and Craniofacial Research) 103rd General session & Exhibition of the IADRへ参加・発表のため、6月24日(火)から6月29日(日)まで、スペイン・バルセロナへ出張

■石川早紀大学院生(口腔腫瘍外科)

2025 IADR (The International Association for Dental, Oral, and Craniofacial Research) 103rd General session & Exhibition of the IADRへ参加・発表のため、6月23日(月)から6月29日(日)まで、スペイン・バルセロナへ出張

■秦 加純大学院生、深田美緒大学院生、長谷川 陽大学院生、佐藤佑香大学院生(オーラルメディシン病院歯科)

2025 IADR (The International Association for Dental, Oral, and Craniofacial Research) 103rd General session & Exhibition of the IADRへ参加・発表のため、6月23日(月)から6月30日(月)まで、スペイン・バルセロナへ出張

■長谷川博俊教授、谷 理香臨床専修医(外科)

ACPGI 英国大腸肛門病学会へ参加・発表のため、6月29日(日)から7月4日(金)まで、イギリス・ハロゲイトへ出張

■山口剛史教授(眼科)

The 25th Congress of Chinese Society of Cataract and Refractive Surgeryへ参加のため、7月10日(木)から7月12日(土)まで、中華人民共和国・大連へ出張

2024年5月

		大学・短期大学・水道橋病院・さいかち坂校舎	市川総合病院	千葉歯科医療センター
1	木		感染制御委員会 内視鏡室委員会 プログラム委員会	診療録整備指導委員会
2	金	短大水道橋病院臨床実習小委員会		
3	土			
4	日			
5	月			
6	火			
7	水	水病薬事委員会	臨床検査運営委員会	
8	木	短大水道橋病院臨床実習指導者委員会	患者サービス向上委員会 地域連携委員会 手術室運営委員会	
9	金	短大千葉歯科医療センター臨床実習指導者委員会	こどもサポートチーム定例会議	
10	土		全館停電<一般系>(～5/11)	
11	日			
12	月		決算監査(～5/13) 薬事委員会	千葉校舎衛生委員会 臨床研修管理小部会 千葉歯科医療センター医局長会
13	火	学務協議会 水病感染予防対策チーム委員会	緩和ケア委員会	リスクマネージャー部会 ICT 部会
14	水	水病リスクマネージメント部会	治験審査委員会・倫理審査委員会・利益相反委員会 診療材料検討委員会 ICU 運営委員会 救急委員会	
15	木	水病診療録指導委員会 水病個人情報保護委員会 水病病院運営会議・水病医局長会・水病業務連絡会・ 水病医療安全管理委員会・水病感染予防対策委員会・	部長会 衛生委員会 労務管理担当マネージャー会議 説明と同意の質向上委員会	
16	金		NST カンファレンス 栄養管理委員会	
17	土			
18	日			
19	月		医療安全管理委員会 市川リレーションシップカンファレンス	医療連携委員会
20	火	臨床教授連絡会 講座主任教授会 自己点検・評価委員会	緩和ケア委員会 院内迅速対応システム検討委員会	
21	水	基礎教授連絡会	決算監査 褥瘡対策委員会 カルテ監査小委員会 輸血療法委員会	
22	木	TDC ビル協議会 水病第1回研修管理委員会		
23	金	水道橋課長会	リスクマネージャー会議 業務改善委員会 決算監査	
24	土			
25	日			
26	月		がんセンターボード	千葉歯科医療センター協議会 個人情報保護委員会 医療安全管理委員会 感染予防対策委員会
27	火	衛生委員会 水病教職員研修会	クリニカルパス委員会 緩和ケア委員会	
28	水	水病データ管理者会議・水病診療録管理委員会	糖尿病教室 診療記録委員会・情報システム委員会 糖尿病チームカンファレンス	医療連携協議会
29	木	第6学年第1回総合学力試験(～5/30)	脳卒中センター運営会議 管理診療委員会	業務連絡会
30	金		バスキュラーボード症例検討会	
31	土			

2025年6月

		大学・短期大学・水道橋病院・さいかち坂校舎	市川総合病院	千葉歯科医療センター
1	日			
2	月			臨床研修管理小部会 医療連携委員会
3	火	水病感染予防対策チーム委員会	緩和ケア委員会	リスクマネージャー部会 ICT 部会
4	水	水病薬事委員会	臨床検査運営委員会	
5	木		腎臓病教室 感染制御委員会 虐待・DV 対応委員会 プログラム委員会	診療録整備指導委員会
6	金		こどもサポートチーム定例会議	
7	土	第 319 回東京歯科大学学会・例会		
8	日			
9	月	水病給食委員会		千葉校舎衛生委員会 千葉歯科医療センター医局長会
10	火	臨床教授連絡会 全体教授会 自己点検・評価委員会	緩和ケア委員会	
11	水	水病リスクマネジメント部会	救急委員会 診療材料検討委員会 ICU 運営委員会	
12	木		患者サービス向上委員会 手術室運営委員会 説明と同意の質向上委員会	
13	金			研修歯科医教育セミナー
14	土			
15	日			
16	月		医療安全管理委員会	千葉歯科医療センター協議会 個人情報保護委員会 医療安全管理委員会 感染予防対策委員会
17	火	水病褥瘡対策委員会	緩和ケア委員会	
18	水		TDC きゃんサークル カルテ監査小委員会	業務連絡会
19	木	水病診療録指導委員会 水病病院運営会議・水病医局長会・水病業務連絡会・ 水病医療安全管理委員会・水病感染予防対策委員会・ 水病個人情報保護委員会	前期健康診断(～6/25) 部長会 病院機能評価キックオフ講演会	
20	金		羊膜バンク運営委員会 NST カンファレンス 給食運営会議	
21	土			
22	日			
23	月		キャンサーボード	
24	火	衛生委員会 水病教職員研修会	クリニカルパス委員会 緩和ケア委員会	
25	水	水病データ管理者会議・水病診療録管理委員会	糖尿病教室 情報システム委員会・診療記録委員会 糖尿病チームカンファレンス	教職員定期健康診断
26	木	TDC ビル協議会 水病研修歯科医募集病院説明会(学内)	衛生委員会 管理診療委員会	教職員定期健康診断 千葉歯科医療センター研修会(医療安全)
27	金		業務改善委員会	教職員定期健康診断
28	土	水病研修歯科医募集病院説明会(学外)		
29	日			
30	月			

2025年7月

		大学・短期大学・水道橋病院・さいかち坂校舎	市川総合病院	千葉歯科医療センター
1	火	水病感染予防対策チーム委員会	緩和ケア委員会	リスクマネージャー部会 ICT 部会
2	水	水病薬事委員会	臨床検査運営委員会	
3	木		感染制御委員会 内視鏡室委員会 プログラム委員会 災害対策委員会	診療録整備指導委員会
4	金	短大水道橋病院臨床実習小委員会	羊膜バンク運営委員会 こどもサポートチーム定例会議	
5	土			
6	日			
7	月		薬事委員会 キャンサーボード	臨床研修管理小部会 医療連携委員会
8	火		緩和ケア委員会	
9	水	水病リスクマネジメント部会	救急委員会 診療材料検討委員会 治験審査委員会・倫理審査委員会・利益相反委員会 ICU 運営委員会	
10	木	短大水道橋病院臨床実習指導者委員会	患者サービス向上委員会 脳卒中センター運営会議 地域連携委員会 手術室運営委員会 地域連携バス検討小委員会	臨床研修歯科医教育セミナー
11	金	全体課長会 短大千葉歯科医療センター臨床実習指導者委員会		
12	土			
13	日			
14	月		医療安全管理委員会 市川リレーションシップカンファレンス	千葉校舎衛生委員会
15	火	臨床教授連絡会 講座主任教授会 自己点検・評価委員会	緩和ケア委員会	
16	水	基礎教授連絡会	褥瘡対策委員会 輸血療法委員会 カルテ監査小委員会 がん薬物療法小委員会	
17	木	水病診療録指導委員会 水病病院運営会議・水病医局長会・水病業務連絡会・ 水病医療安全管理委員会・水病感染予防対策委員会・ 水病個人情報保護委員会	部長会 衛生委員会 説明と同意の質向上委員会 脳死判定委員会	
18	金		NST カンファレンス 栄養管理委員会	
19	土	第1～4学年夏季休暇(～8/24)		
20	日			
21	月			
22	火	衛生委員会 水病教職員研修会	緩和ケア委員会 院内迅速対応システム検討委員会 医療安全講演会	千葉歯科医療センター協議会 個人情報保護委員会 医療安全管理委員会 感染予防対策委員会
23	水	水病データ管理者会議・水病診療録管理委員会	糖尿病教室 図書委員会 診療記録委員会・情報システム委員会 糖尿病チームカンファレンス DPC 症例検討委員会 保険診療委員会	
24	木	TDC ビル協議会	クリニカルバス委員会 管理診療委員会	
25	金		リスクマネージャー会議 給食運営会議 業務改善委員会	
26	土			
27	日			
28	月			
29	火		緩和ケア委員会 外来運営委員会	
30	水			

31	木	人間ドック運営委員会 バスキュラーボード症例検討会
----	---	------------------------------

2025年8月

		大学・短期大学・水道橋病院・さいかち坂校舎	市川総合病院	千葉歯科医療センター
1	金		こどもサポートチーム定例会議	
2	土		緩和ケア研修会	
3	日			
4	月		がんセンターボード(メール開催)	
5	火		緩和ケア委員会	
6	水		臨床検査運営委員会	
7	木		感染制御委員会 患者サービス向上委員会	
8	金			
9	土			
10	日			
11	月			
12	火		緩和ケア委員会	
13	水			
14	木			
15	金		NST カンファレンス	
16	土			
17	日			
18	月		医療安全管理委員会	
19	火			
20	水		TDC きゃんサークル	
21	木		衛生委員会(メール開催)	
22	金		業務改善委員会	
23	土			
24	日			
25	月	第1～4学年授業再開		
26	火	衛生委員会	緩和ケア委員会	
27	水		糖尿病教室 糖尿病チームカンファレンス	
28	木	第6学年第2回総合学力試験(~8/29) TDC ビル協議会	献血	
29	金			
30	土			
31	日			

令和6年度財務の概要

資金収支計算書

学校法人会計で資金収支計算書を作成する目的は、第一に当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容を明らかにすること、第二に当該会計年度での支払資金の収入と支出とその顛末を明らかにすることである。当該年度はもとより、前年度以前あるいは次年度以降の諸活動に関する資金も含め、当該会計年度の中で実際に動きのあった全ての支払資金(現金預金)の収支の動きを明らかにするため調整項目を設けている。また、その他の収入・資産運用支出の科目は、繰り返し発生する年中の資金の出入りを総額で表示しているため大きな額となっている。

令和6年度の(収入の部)では、補助金収入は私立大学等経常費補助金などがあり、対予算で約8,100万円の増となった一方、対前年では新型コロナ対策の補助金がなくなったことにより約3億8,800万円の減となった。また、医療収入は対予算では約7億1,900万円減となったものの、対前年では入院・外来とも増収となり、約7億2,500万円増となった。雑収入の対予算増は、主に臨時的な退職者の退職金財団交付金の増などによるものである。前受金収入は、大学・短期大学の令和7年度入学生からの学納金ほかである。その他の収入は、各特定資産からの繰入収入、前期末未収入金収入、貸付金回収収入などである。以上、収入の総額から資金収入調整勘定の期末未収入金・前期末前受金などを差し

引いた収入の部小計は、約720億6,100万円となった。前年度繰越支払資金約38億2,700万円を加えた収入の部合計は、約758億8,800万円となった。

(支出の部)では、人件費は対予算で約2億6,300万円の減、対前年では約5億4,100万円の増となった。教育研究経費は対予算で約4億2,000万円の減、対前年では約1億8,000万円の増となった。管理経費は補正後の対予算で約1億8,600万円の減、対前年で約5,800万円の増となった。職員数の増やベースアップなどによる人件費の増、薬品費などの医療経費の増などがあり、対前年度では増加となったものの予算内執行となった。

施設関係支出は対予算で約4億1,000万円の減、設備関係支出は大学のオーラルスキャナーシステムの整備中止などにより、対予算で約6億6,500万円の減となった。資産運用支出は、退職給与引当特定資産への繰入支出・減価償却引当特定資産への繰入支出などを総額表示している。その他の支出は、貸付金支払支出、前期末未払金支払支出などである。

以上、支出総額から資金支出調整勘定の期末未払金等を差し引いた支出の部小計は、約720億5,000万円となり、支払資金約38億3,800万円が次年度へ繰越となった。

令和6年度 資金収支計算書

(単位：千円)

科目	令和6年度予算	令和6年度決算	差異	令和5年度決算	増減
(収入の部)					
1. 学生生徒等納付金収入	4,885,520	4,878,051	△ 7,469	4,831,462	46,589
2. 手数料収入	47,350	50,863	3,513	44,536	6,327
3. 寄付金収入	36,760	35,728	△ 1,032	40,605	△ 4,877
4. 補助金収入	928,760	1,009,610	80,850	1,397,121	△ 387,511
(国庫補助金収入)	(909,970)	(970,682)	(60,712)	(996,669)	(△ 25,987)
(地方公共団体補助金収入)	(16,790)	(38,928)	(22,138)	(399,052)	(△ 360,124)
(学術研究振興資金収入)	(2,000)	(-)	(△ 2,000)	(1,400)	(△ 1,400)
5. 資産売却収入	-	49,916	49,916	106	49,810
6. 付随事業・収益事業収入	489,920	476,404	△ 13,516	357,705	118,699
7. 医療収入	22,978,020	22,259,496	△ 718,524	21,534,159	725,337
8. 受取利息・配当金収入	35,260	75,752	40,492	35,284	40,468
9. 雑収入	642,250	725,835	83,585	677,598	48,237
10. 借入金等収入	-	-	-	-	-
11. 前受金収入	1,251,290	1,229,563	△ 21,727	1,261,608	△ 32,045
12. その他の収入	18,653,630	46,266,523	27,612,893	22,459,589	23,806,934
13. 資金収入調整勘定	△ 4,947,370	△ 4,996,737	△ 49,367	△ 5,139,632	142,895
小計	45,001,390	72,061,004	27,059,614	47,500,141	24,560,863
14. 前年度繰越支払資金	3,811,030	3,826,899	15,869	3,811,029	15,870
収入の部合計	48,812,420	75,887,903	27,075,483	51,311,170	24,576,733
(支出の部)					
1. 人件費支出	13,645,600	13,382,657	△ 262,943	12,841,739	540,918
2. 教育研究経費支出	11,030,730	10,610,698	△ 420,032	10,430,398	180,300
3. 管理経費支出	2,813,880	2,627,571	△ 186,309	2,569,405	58,166
4. 借入金等利息支出	11,920	11,906	△ 14	14,040	△ 2,134
5. 借入金等返済支出	289,280	289,280	-	289,280	-
6. 施設関係支出	559,730	149,752	△ 409,978	377,663	△ 227,911
7. 設備関係支出	1,957,890	1,293,053	△ 664,837	1,798,559	△ 505,506
8. 資産運用支出	14,321,660	43,214,988	28,893,328	20,119,002	23,095,986
9. その他の支出	1,728,810	2,175,867	447,057	1,688,879	486,988
10. [予備費]	(69,370)				
	228,840		△ 228,840		
11. 資金支出調整勘定	△ 1,646,420	△ 1,706,183	△ 59,763	△ 2,644,693	938,510
小計	44,941,920	72,049,588	27,107,668	47,484,271	24,565,317
12. 次年度繰越支払資金	3,870,500	3,838,314	△ 32,186	3,826,899	11,415
支出の部合計	48,812,420	75,887,903	27,075,483	51,311,170	24,576,733

※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

財務の概要

令和6年度 活動区分資金収支計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (単位：千円)

		科目	金額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	4,878,051
		手数料収入	50,863
		特別寄付金収入	30,658
		一般寄付金収入	2,030
		経常費等補助金収入	977,512
		付随事業収入	142,150
		医療収入	22,259,496
		雑収入	716,492
		教育活動資金収入計	29,057,253
		支出	人件費支出
	教育研究経費支出		10,610,698
	〈教育研究経費支出〉		〈3,114,081〉
	〈医療経費支出〉		〈7,496,617〉
	管理経費支出		2,623,747
	〈管理経費支出〉		〈2,623,747〉
	教育活動資金支出計		26,617,102
	差引	2,440,151	
調整勘定等	6,339		
教育活動資金収支差額	2,446,490		
施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入	3,040
		施設設備補助金収入	32,098
		施設設備売却収入	49,916
		減価償却引当特定資産取崩収入	41,357,088
		施設整備等活動資金収入計	41,442,141
		支出	施設関係支出
	設備関係支出		1,293,053
	減価償却引当特定資産繰入支出		42,270,278
	大学移転寄付特定資金繰入支出		3,040
	施設整備等活動資金支出計		43,716,123
	差引	△ 2,273,982	
調整勘定等	△ 190,048		
施設整備等活動資金収支差額	△ 2,464,030		
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	△ 17,540		
その他の活動による資金収支	収入	退職給与引当特定資産取崩収入	858,156
		大学奨学金特定資産取崩収入	9,001
		貸付金回収収入	153,302
		仮払金回収収入	4
		小計	1,020,463
		受取利息・配当金収入	75,752
		収益事業収入	334,254
		過年度修正収入	9,343
	その他の活動資金収入計	1,439,812	
	支出	借入金等返済支出	289,280
		退職給与引当特定資産繰入支出	931,453
		大学奨学金特定資産繰入支出	10,217
		貸付金支払支出	132,664
		預り金支払支出	11,547
敷金保証金支払支出		9	
小計	1,375,170		

その他の活動による資金収支	支出	借入金等利息支出	11,906
		為替換算差額支出	616
		過年度修正支出	3,208
		その他の活動資金支出計	1,390,899
	差引	48,912	
	調整勘定等	△ 19,957	
	その他の活動資金収支差額	28,955	
支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	11,416		
前年度繰越支払資金	3,826,899		
翌年度繰越支払資金	3,838,314		

※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は以下のとおり。 (単位：千円)

項目	資金収支計算書計上額	教育活動による資金収支	施設設備等活動による資金収支	その他の活動による資金収支
前受金収入	1,229,563	1,229,563	—	—
前期末未収入金収入	3,888,972	3,846,380	42,592	—
期末未収入金	△ 3,735,120	△ 3,683,281	△ 31,929	△ 19,911
前期末前受金	△ 1,261,616	△ 1,261,616	—	—
収入計	121,798	131,046	10,663	△ 19,911
前期末未払金支払支出	1,711,515	1,510,495	200,711	310
期末未払金	△ 1,590,300	△ 1,590,037	—	△ 263
長期前払費用支払支出	245	245	—	—
建設仮勘定振替	—	—	—	—
短期前払費用支払支出	108,587	108,587	—	—
前期末短期前払費用	△ 115,589	△ 115,589	—	—
前渡金支払支出	211,300	211,300	—	—
前渡金振替	△ 295	△ 295	—	—
支出計	325,464	124,707	200,711	47
収入計—支出計	△ 203,666	6,339	△ 190,048	△ 19,957

令和6年度決算での教育活動収支差額は約3億200万円の赤字となったものの、教育活動外収支を含めた経常収支差額は約9,500万円の黒字となり、市川総合病院の特定共同指導返還額を加味した補正後の対予算では約3億4,000万円の増となっている。特別収支を含めた基本金組入前当年度収支差額は約1億1,100万円の黒字で、補正後の対予算で約6億1,000万円の増、対前年では約2億2,500万円の減となった。

事業活動収入計は約295億3,800万円で、対予算で約5億2,000万円減となった。医療収入が約7億1,900万円の減となったことが主な要因である。

一方、事業活動支出計は約294億2,600万円となり、補正後の対予算で約11億3,000万円の減となった。薬品費の増などにより医療経費が増となったが、人件費、教育研究経費、管理経費は予算内の執行となった。

基本金組入額は、新たな固定資産の取得額から除却および廃棄する固定資産の額を差し引いた額を組み入れた。基本金

組入額は約9億5,700万円で、主な要因は水道橋病院と市川総合病院の教育研究用機器備品などである。第4号基本金組入額は、恒常的に保持すべき資金を組み入れた。基本金取崩額は約4億1,100万円を計上し、大学の教育研究用機器備品の除却などが主な要因である。

前年度決算との比較でみると、経常費等補助金は新型コロナ対策の補助金がなくなったことなどにより約3億7,300万円減となったが、医療収入は約7億2,500万円の増となり、教育活動収入は約3億9,900万円の増となった。教育活動支出は、人件費は職員数増やベースアップの実施などにより約5億9,400万円の増、教育研究経費のうち教育研究経費は約6,900万円の増、医療経費は薬品費の増などにより約2億300万円の増、管理経費は7,400万円の増となり、合計で約9億4,200万円の増となった。教育活動収支差額は約3億300万円の赤字となり対前年で約5億4,300万円の減、経常収支差額は約9,500万円の黒字となり対前年で約3億4,000万円の減となった。

財務の概要

令和6年度 事業活動収支計算書

(単位：千円)

科目		令和6年度予算	令和6年度決算	差異	令和5年度決算	増減	
教育活動収支	事業活動収入の部	1. 学生生徒等納付金	4,885,520	4,878,051	△ 7,469	4,831,462	46,589
		2. 手数料	47,350	50,863	3,513	44,536	6,327
		3. 寄付金	39,310	37,928	△ 1,382	42,832	△ 4,904
		4. 経常費等補助金	928,760	977,512	48,752	1,350,988	△ 373,476
		(国庫補助金)	(909,970)	(938,584)	(28,614)	(951,988)	(△ 13,404)
		(地方公共団体補助金)	(16,790)	(38,928)	(22,138)	(397,600)	(△ 358,672)
		(学術研究振興資金)	(2,000)	(-)	(△ 2,000)	(1,400)	(△ 1,400)
		5. 付随事業収入	158,650	142,150	△ 16,500	184,540	△ 42,390
	6. 医療収入	22,978,020	22,259,496	△ 718,524	21,534,159	725,337	
	7. 雑収入	641,280	716,492	75,212	675,147	41,345	
	教育活動収入計	29,678,890	29,062,492	△ 616,398	28,663,664	398,828	
	事業活動支出の部	1. 人件費	13,718,950	13,455,953	△ 262,997	12,861,483	594,470
		2. 教育研究経費	13,371,100	12,918,350	△ 452,750	12,646,657	271,693
		<教育研究経費>	<5,953,560>	<5,419,827>	<△ 533,733>	<5,350,969>	<68,858>
		<医療経費>	<7,417,540>	<7,498,523>	<80,983>	<7,295,688>	<202,835>
3. 管理経費		3,183,050	2,987,675	△ 195,375	2,913,335	74,340	
<管理経費>	<3,183,050>	<2,987,675>	<△ 195,375>	<2,913,335>	<74,340>		
4. 徴収不能額等	4,440	2,987	△ 1,453	1,939	1,048		
教育活動支出計	30,277,540	29,364,965	△ 912,575	28,423,414	941,551		
教育活動収支差額		△ 598,650	△ 302,473	296,177	240,250	△ 542,723	
教育活動外収支	収入の部	1. 受取利息・配当金	35,260	75,752	40,492	35,284	40,468
		2. その他の教育活動外収入	331,270	334,254	2,984	173,165	161,089
		教育活動外収入計	366,530	410,005	43,475	208,449	201,556
	支出の部	1. 借入金等利息	11,920	11,906	△ 14	14,040	△ 2,134
		2. その他の教育活動外支出	830	616	△ 214	106	510
		教育活動外支出計	12,750	12,522	△ 228	14,145	△ 1,623
教育活動外収支差額		353,780	397,483	43,703	194,304	203,179	
経常収支差額		△ 244,870	95,011	339,881	434,553	△ 339,542	
特別収支	収入の部	1. 資産売却差額	-	11,299	△ 11,299	-	11,299
		2. その他の特別収入	12,020	53,823	41,803	61,197	△ 7,374
		特別収入計	12,020	65,122	53,102	61,197	3,925
	支出の部	1. 資産処分差額	49,560	45,644	△ 3,916	154,031	△ 108,387
		2. その他の特別支出	3,440	3,208	△ 232	5,259	△ 2,051
		特別支出計	53,000	48,852	△ 4,148	159,290	△ 110,438
特別収支差額		△ 40,980	16,270	57,250	△ 98,092	114,362	
[予備費]		(61,320)					
		213,290		△ 213,290			
基本金組入前当年度収支差額		△ 499,140	111,281	610,421	336,461	△ 225,180	
基本金組入額合計		△ 1,700,090	△ 957,178	742,912	△ 219,189	△ 737,989	
当年度収支差額		△ 2,199,230	△ 845,897	1,353,333	117,272	△ 963,169	
前年度繰越収支差額		△ 10,231,130	△ 10,152,775	78,355	△ 10,996,797	844,022	
基本金取崩額		22,720	410,977	388,257	726,751	△ 315,774	
翌年度繰越収支差額		△ 12,407,640	△ 10,587,694	1,819,946	△ 10,152,775	△ 434,919	
(参考)							
事業活動収入計		30,057,440	29,537,620	△ 519,820	28,933,310	604,310	
事業活動支出計		30,556,580	29,426,339	△ 1,130,241	28,596,849	829,490	

※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

令和6年度 貸借対照表

令和7年3月31日現在
資産の部

(単位：千円)

科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	((71,163,378))	((71,459,350))	((△ 295,972))
有形固定資産	(41,740,368)	(43,015,668)	(△ 1,275,300)
土 地	14,689,445	14,727,429	△ 37,984
建 物	19,853,659	21,125,088	△ 1,271,429
構築物	657,955	699,664	△ 41,709
教育研究用機器備品	5,197,066	5,098,581	98,485
管理用機器備品	395,182	422,765	△ 27,583
図 書	946,471	938,670	7,801
車 両	589	3,472	△ 2,883
特定資産	(28,295,591)	(27,304,848)	(990,743)
退職給与引当特定資産	5,019,233	4,945,937	73,296
減価償却引当特定資産	23,091,734	22,178,544	913,190
大学移転寄付特定資金	19,503	16,463	3,040
大学奨学金特定資産	165,121	163,905	1,216
その他の固定資産	(1,127,419)	(1,138,834)	(△ 11,415)
施設利用権	1,251	1,465	△ 214
ソフトウェア	851	2,500	△ 1,649
収益事業元入金	1,040,646	1,040,646	-
長期貸付金	83,674	87,823	△ 4,149
長期前払費用	759	6,171	△ 5,412
敷金保証金等	238	230	8
流動資産	((9,795,862))	((9,769,377))	((26,485))
現金預金	3,838,314	3,826,899	11,415
未収入金	3,739,581	3,896,388	△ 156,807
貯藏品	189,087	189,661	△ 574
短期貸付金	1,702,748	1,739,957	△ 37,209
短期前払費用	114,244	115,589	△ 1,345
前渡金	211,887	882	211,005
資産の部合計	80,959,240	81,228,727	△ 269,487

負債の部

科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	((6,955,745))	((7,369,392))	((△ 413,647))
長期借入金	1,262,080	1,551,360	△ 289,280
長期未払金	668,390	866,054	△ 197,664
長期預り金	6,042	6,042	-
退職給与引当金	5,019,233	4,945,937	73,296
流動負債	((3,525,000))	((3,492,121))	((32,879))
短期借入金	289,280	289,280	-
未払金	1,787,964	1,711,515	76,449
前受金	1,229,569	1,261,622	△ 32,053
預り金	218,187	229,703	△ 11,516
負債の部合計	10,480,745	10,861,513	△ 380,768

純資産の部

科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	((81,066,190))	((80,519,989))	((546,201))
第 1 号基本金	78,947,827	78,452,739	495,088
第 4 号基本金	2,118,363	2,067,251	51,112
繰越収支差額	((△ 10,587,694))	((△ 10,152,775))	((△ 434,919))
翌年度繰越収支差額	△ 10,587,694	△ 10,152,775	△ 434,919
純資産の部合計	70,478,495	70,367,214	111,281
負債及び純資産の部合計	80,959,240	81,228,727	△ 269,487

※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

学校法人東京歯科大学法人事務局設置規程の一部改正

改正後	現行
<p>第1条 学校法人東京歯科大学寄附行為施行細則第4条の規定により本法人の事務を処理するため法人事務局を置く。</p> <p>第2条 法人事務局に事務局長を置く。</p> <p>第3条 事務局長は、理事長(又は学校法人東京歯科大学寄附行為第15条第8項に規定する者)の命を受け、法人の事務を処理する。</p> <p>第4条 法人事務局に事務局長補佐を置くことができる。</p> <p>2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時はその職務を代理する。</p> <p>第5条 法人事務局に法人主事を置くことができる。</p> <p>2 法人主事は、理事長(又は学校法人東京歯科大学寄附行為第15条第8項に規定する者)の命を受け、法人の特命事項を処理する。</p> <p>第6条 法人事務局の所掌事務は別に定める。</p> <p>第7条 法人事務局職員の種類は、事務職員及び技術職員とし、それぞれの職位は、次のとおりとする。</p> <p>事務職員 事務局長 事務局長補佐 部長 部長補佐 課長 室長 課長補佐 室長補佐 係長 事務主任 事務員</p> <p>技術職員 課長 職長 技術員</p> <p>第8条 本規程の改廃は、理事会の決定による。</p> <p>附 則 本規程は、令和7年6月1日から施行する。</p>	<p>第1条 学校法人東京歯科大学寄附行為施行細則第4条の規定により本法人の事務を処理するため法人事務局を置く。</p> <p>第2条 法人事務局の主任者は、法人主事とする。</p> <p>第3条 法人主事は、理事長(又は学校法人東京歯科大学寄附行為第15条第8項に規定する代理人)の命を受け、法人の事務を処理する。</p> <p>第4条 法人事務局の所掌事務は別に定める。</p> <p>第5条 本規程の変更は、理事会の決定による。</p>

学校法人東京歯科大学法人事務局所掌事務規程の一部改正

※改正箇所のみ摘記

改正後	現行
<p>学校法人東京歯科大学法人事務局設置規程第4条の規定による法人事務局の所掌事務を次のとおり定める。</p> <p>(部長)</p> <p>第1条 法人事務局に総務部長、経理部長及び広報部長(以下「部長」という。)を置くことができる。</p> <p>2 部長は事務局長の命を受け部員を指揮監督し、部務をつかさどる。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第2条 総務部に次の2課及び2室を置く。</p> <p>(削除) 庶務課 人事課 企画・調査室 情報システム管理室</p> <p>2 経理部に経理課を置く。</p> <p>3 広報部に広報室を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>4 各課に課長を置く。</p> <p>5 各室に室長を置く。</p> <p>6 課長及び室長は、所属部長の命を受け、課(室)員を指揮監督し、課(室)務をつかさどる。</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>第3条~4条 (略)</p> <p>(削除)※第9条へ</p> <p>(庶務課の係及び事務)</p> <p>第5条 庶務課に庶務係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>庶務係 (略)</p> <p>(人事課の係及び事務)</p> <p>第6条 人事課に人事係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>人事係 (略)</p> <p>(企画・調査室の係及び事務)</p> <p>第7条 企画・調査室に企画・調査係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>企画・調査係 (1)~(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 理事長の命を受け特に指定された事項に関すること。 (情報システム管理室の係及び事務)</p> <p>第8条 情報システム管理室に情報システム係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>情報システム係 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>学校法人東京歯科大学法人事務局設置規程第4条の規定による法人事務局の所掌事務を次のとおり定める。</p> <p>(事務部長)</p> <p>第1条 法人事務局に事務部長を置くことができる。</p> <p>2 事務部長は法人主事の命を受け所属職員を指揮監督し、法人事務局の事務を掌理する。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第2条 法人事務局に次の1部2課及び2室を置く。</p> <p>経理部 庶務課 人事課 企画・調査室 情報システム管理室</p> <p>2 経理部に経理課を置く。</p> <p>4 部長は、事務部長の命を受け、部員を指揮監督し、部務をつかさどる。</p> <p>5 各課に課長を置く。</p> <p>6 経理課長は、経理部長の命を受け、課員を指揮監督し、課務をつかさどる。</p> <p>7 庶務課長及び人事課長は、事務部長の命を受け、課員を指揮監督し、課務をつかさどる。</p> <p>8 企画・調査室及び情報システム管理室に室長を置く。</p> <p>9 室長は、事務部長の命を受け、室員を指揮監督し、室務をつかさどる。</p> <p>第3条~4条 (略)</p> <p>(経理課の係及び事務)</p> <p>第5条 経理課に経理係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>経理係 (1) 学校法人全体の経理・会計業務を統括し、各施設の経理・会計担当部署の指導、監督に關すること。 (2) 予算並びに決算の総括に關すること。 (3) 法人事務局の経理に關すること。 (4) 収益事業の会計に關すること。 (5) 各種補助金、助成金の総括に關すること。</p> <p>(庶務課の係及び事務)</p> <p>第6条 庶務課に庶務係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>庶務係 (略)</p> <p>(人事課の係及び事務)</p> <p>第7条 人事課に人事係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>人事係 (略)</p> <p>(企画・調査室の係及び事務)</p> <p>第8条 企画・調査室に企画・調査係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>企画・調査係 (1)~(2) (略)</p> <p>(3) 学校法人の広報活動に關すること。 (4) 理事長の命を受け特に指定された事項に關すること。 (情報システム管理室の係及び事務)</p> <p>第9条 情報システム管理室に情報システム係、情報公開管理係を置き、次の事務をつかさどる。</p> <p>情報システム係 (略)</p> <p>情報公開管理係 (1) ホームページ等学外への情報公開の運用、管理に關すること。 (2) その他の情報公開に關すること。</p>

規程

<p>(経理課の係及び事務) 第9条 経理課に経理係を置き、次の事務をつかさどる。 経理係 (1) 学校法人全体の経理・会計業務を統括し、各施設の経理・会計担当部署の指導、監督に関すること。 (2) 予算並びに決算の総括に関すること。 (3) 法人事務局の経理に関すること。 (4) 収益事業の会計に関すること。 (5) 各種補助金、助成金の総括に関すること。 (広報室の係及び事務) 第10条 広報室に広報係を置き、次の事務をつかさどる。 広報係 (1) 学校法人の広報活動の企画・立案・調整業務に関すること。 (2) ホームページの運営及び管理に関すること。 (3) 広報誌の企画、編集及び発行に関すること。 (4) 報道機関対応及び広報に係る渉外に関すること。 (5) 学外向け戦略的広報としてのブランドツール制作に関すること。 (6) 公開講座に関すること。 (7) 広報委員会に関すること。 (8) その他広報活動の推進に関すること。 (所掌外の職務) 第11条 各所掌事務以外の法人の運営に関係あると事務局長が判断した必要事項に関すること。 2 前項の事務の担当は事務局長がその都度定める。 (所掌事務の兼任) 第12条 各部長及び各課長・室長は関係所掌事務を兼任することができる。 (規程の改廃) 第13条 本規程の改廃は、理事会の決定による。 附 則 この規程は、令和7年6月1日から施行する。</p>	<p>(所掌外の職務) 第10条 各所掌事務以外の法人の運営に関係あると法人主事が判断した必要事項に関すること。 2 前項の事務の担当は法人主事がその都度定める。 (所掌事務の兼任) 第11条 事務部長及び各課長は関係所掌事務を兼任することができる。 (規程の変更) 第12条 本規程の変更は、理事会の決定による。</p>
--	--

東京歯科大学事務局の組織並びに事務処理規程の一部改正

※改正箇所のみ摘記

改正後	現行
<p>第1条 (略) (事務組織) 第2条 東京歯科大学の事務を処理するため、東京歯科大学事務局を置く。 2 (略) 3 東京歯科大学事務局に、事務局長を置くことができる。 4 (略) (削除) (削除) 5 事務局・各事務部の内部組織並びに事務分掌は、別に定める。 第3条～第7条 (略) (規程の改廃) 第8条 この規程の改廃は、法人理事会の承認を得なければならない。 附 則 この規程は、令和7年6月1日から施行する。</p>	<p>第1条 (略) (事務組織) 第2条 東京歯科大学の事務を処理するため、東京歯科大学事務局を置く。 2 (略) 3 東京歯科大学事務局に事務局長を置く。 4 (略) 5 東京歯科大学事務局に、事務局長補佐を置くことができる。 6 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。 7 事務局・各事務部の内部組織並びに事務分掌は、別に定める。 第3条～第7条 (略) (規程の変更) 第8条 この規程の変更は、法人理事会の承認を得なければならない。 (新設)</p>

東京歯科大学事務部の組織並びに事務分掌規程の一部改正

※改正箇所のみ摘記

改正後	現行
<p>東京歯科大学事務局の組織並びに事務処理規程第2条の規定により、東京歯科大学事務部の組織並びに事務分掌を次のとおり定める。 第1条～第8条 (略) (所掌事務の兼任) 第9条 事務部長及び各課長・室長は関係所掌事務を兼任することができる。 (規程の改廃) 第10条 この規程の改廃は法人理事会の承認を得なければならない。 附 則 この規程は、令和7年6月1日から施行する。</p>	<p>東京歯科大学事務局の組織並びに事務処理規程第2条の規定により、東京歯科大学事務部の組織並びに事務分掌を次のとおり定める。 第1条～第8条 (略) (規程の変更) 第9条 この規程の変更は法人理事会の承認を得なければならない。</p>

学校法人東京歯科大学職務手当支給内規の一部改正

※改正箇所のみ摘記

改正後			現行																																																																	
1 学校法人東京歯科大学給与規程第 13 条に基づき、職務手当に関する内規を次のとおり定める。 2 職務手当(以下「手当」という。)は、管理と指揮監督の地位にある職員のうち、次に定める職務を命ぜられたものに支給する。			1 学校法人東京歯科大学給与規程第 13 条に基づき、職務手当に関する内規を次のとおり定める。 2 職務手当(以下「手当」という。)は、管理と指揮監督の地位にある職員のうち、次に定める職務を命ぜられたものに支給する。																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>役職名</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">大学</td> <td>学長</td> <td>一種</td> </tr> <tr> <td>副学長</td> <td>二種</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>三種</td> </tr> <tr> <td>図書館長、教務部長、学生部長、事務局長補佐、事務部長</td> <td>四種</td> </tr> <tr> <td>教養科目協議会幹事、基礎教授連絡会幹事、臨床教授連絡会幹事、研究部長、国際交流部長、学会・学術出版部長、創設、口腔科学研究センター所長、研究機器管理部長、環境安全管理部長、実験動物施設管理部長、健康管理センター主任、図書館副館長、事務部長補佐、課長</td> <td>五種</td> </tr> <tr> <td>教務部副部長、学生部副部長、臨床教育委員長、臨床研修委員長、臨床基礎実習室運営委員長、研究部副部長、学会部主任、歯科学報主任、欧文紀要主任、総合講義・実習委員長、情報システム管理委員長、歯科医学教育開発センター主任、口腔科学研究センター副所長、図書館分館長</td> <td>六種</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>七種</td> </tr> <tr> <td>電気技師長</td> <td>八種</td> </tr> <tr> <td>法人本部</td> <td>事務局長、法人主事</td> <td>三種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務部長、経理部長、内部監査室長</td> <td>四種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報部長、総務部長補佐、経理部長補佐、課長、室長</td> <td>五種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報副部長</td> <td>六種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長補佐、室長補佐</td> <td>七種</td> </tr> </tbody> </table>	所属	役職名	種別	大学	学長	一種	副学長	二種	事務局長	三種	図書館長、教務部長、学生部長、事務局長補佐、事務部長	四種	教養科目協議会幹事、基礎教授連絡会幹事、臨床教授連絡会幹事、研究部長、国際交流部長、学会・学術出版部長、 創設 、口腔科学研究センター所長、研究機器管理部長、環境安全管理部長、実験動物施設管理部長、健康管理センター主任、図書館副館長、事務部長補佐、課長	五種	教務部副部長、学生部副部長、臨床教育委員長、臨床研修委員長、臨床基礎実習室運営委員長、研究部副部長、学会部主任、歯科学報主任、欧文紀要主任、総合講義・実習委員長、情報システム管理委員長、歯科医学教育開発センター主任、口腔科学研究センター副所長、図書館分館長	六種	課長補佐	七種	電気技師長	八種	法人本部	事務局長、法人主事	三種		総務部長、経理部長、内部監査室長	四種		広報部長、総務部長補佐、経理部長補佐、課長、室長	五種		広報副部長	六種		課長補佐、室長補佐	七種	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>役職名</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">大学</td> <td>学長</td> <td>一種</td> </tr> <tr> <td>副学長</td> <td>二種</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>三種</td> </tr> <tr> <td>図書館長、教務部長、学生部長、事務局長補佐、事務部長</td> <td>四種</td> </tr> <tr> <td>教養科目協議会幹事、基礎教授連絡会幹事、臨床教授連絡会幹事、研究部長、国際交流部長、学会・学術出版部長、広報・公開講座部長、口腔科学研究センター所長、研究機器管理部長、環境安全管理部長、実験動物施設管理部長、健康管理センター主任、図書館副館長、事務部長補佐、課長</td> <td>五種</td> </tr> <tr> <td>教務部副部長、学生部副部長、臨床教育委員長、臨床研修委員長、臨床基礎実習室運営委員長、研究部副部長、学会部主任、歯科学報主任、欧文紀要主任、総合講義・実習委員長、情報システム管理委員長、歯科医学教育開発センター主任、口腔科学研究センター副所長、図書館分館長</td> <td>六種</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>七種</td> </tr> <tr> <td>電気技師長</td> <td>八種</td> </tr> <tr> <td>法人本部</td> <td>法人主事</td> <td>三種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務部長、経理部長、内部監査室長</td> <td>四種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務部長補佐、課長、情報システム管理室長</td> <td>五種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長補佐、室長補佐</td> <td>七種</td> </tr> </tbody> </table>	所属	役職名	種別	大学	学長	一種	副学長	二種	事務局長	三種	図書館長、教務部長、学生部長、事務局長補佐、事務部長	四種	教養科目協議会幹事、基礎教授連絡会幹事、臨床教授連絡会幹事、研究部長、国際交流部長、学会・学術出版部長、広報・公開講座部長、口腔科学研究センター所長、研究機器管理部長、環境安全管理部長、実験動物施設管理部長、健康管理センター主任、図書館副館長、事務部長補佐、課長	五種	教務部副部長、学生部副部長、臨床教育委員長、臨床研修委員長、臨床基礎実習室運営委員長、研究部副部長、学会部主任、歯科学報主任、欧文紀要主任、総合講義・実習委員長、情報システム管理委員長、歯科医学教育開発センター主任、口腔科学研究センター副所長、図書館分館長	六種	課長補佐	七種	電気技師長	八種	法人本部	法人主事	三種		事務部長、経理部長、内部監査室長	四種		事務部長補佐、課長、情報システム管理室長	五種		課長補佐、室長補佐	七種
所属	役職名	種別																																																																		
大学	学長	一種																																																																		
	副学長	二種																																																																		
	事務局長	三種																																																																		
	図書館長、教務部長、学生部長、事務局長補佐、事務部長	四種																																																																		
	教養科目協議会幹事、基礎教授連絡会幹事、臨床教授連絡会幹事、研究部長、国際交流部長、学会・学術出版部長、 創設 、口腔科学研究センター所長、研究機器管理部長、環境安全管理部長、実験動物施設管理部長、健康管理センター主任、図書館副館長、事務部長補佐、課長	五種																																																																		
	教務部副部長、学生部副部長、臨床教育委員長、臨床研修委員長、臨床基礎実習室運営委員長、研究部副部長、学会部主任、歯科学報主任、欧文紀要主任、総合講義・実習委員長、情報システム管理委員長、歯科医学教育開発センター主任、口腔科学研究センター副所長、図書館分館長	六種																																																																		
	課長補佐	七種																																																																		
	電気技師長	八種																																																																		
	法人本部	事務局長、法人主事	三種																																																																	
	総務部長、経理部長、内部監査室長	四種																																																																		
	広報部長、総務部長補佐、経理部長補佐、課長、室長	五種																																																																		
	広報副部長	六種																																																																		
	課長補佐、室長補佐	七種																																																																		
所属	役職名	種別																																																																		
大学	学長	一種																																																																		
	副学長	二種																																																																		
	事務局長	三種																																																																		
	図書館長、教務部長、学生部長、事務局長補佐、事務部長	四種																																																																		
	教養科目協議会幹事、基礎教授連絡会幹事、臨床教授連絡会幹事、研究部長、国際交流部長、学会・学術出版部長、広報・公開講座部長、口腔科学研究センター所長、研究機器管理部長、環境安全管理部長、実験動物施設管理部長、健康管理センター主任、図書館副館長、事務部長補佐、課長	五種																																																																		
	教務部副部長、学生部副部長、臨床教育委員長、臨床研修委員長、臨床基礎実習室運営委員長、研究部副部長、学会部主任、歯科学報主任、欧文紀要主任、総合講義・実習委員長、情報システム管理委員長、歯科医学教育開発センター主任、口腔科学研究センター副所長、図書館分館長	六種																																																																		
	課長補佐	七種																																																																		
	電気技師長	八種																																																																		
	法人本部	法人主事	三種																																																																	
	事務部長、経理部長、内部監査室長	四種																																																																		
	事務部長補佐、課長、情報システム管理室長	五種																																																																		
	課長補佐、室長補佐	七種																																																																		
3 手当の額は、別表のとおりとする。 4 第 2 項に定めた職務を命ぜられた者が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたり、外国出張又は勤務を欠いた場合は、手当を支給しない。 5 第 2 項に定めた職務を命ぜられた者が事故あるとき、職務代理者を発令した場合は、当該手当を支給する。 6 この内規の変更は、法人理事会の承認を得なければならない。			3 手当の額は、別表のとおりとする。 4 第 2 項に定めた職務を命ぜられた者が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたり、外国出張又は勤務を欠いた場合は、手当を支給しない。 5 第 2 項に定めた職務を命ぜられた者が事故あるとき、職務代理者を発令した場合は、当該手当を支給する。 6 この内規の変更は、法人理事会の承認を得なければならない。																																																																	
附 則 この内規は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。			別表																																																																	
別表			別表																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一種</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>二種</td><td>150,000</td></tr> <tr><td>三種</td><td>120,000</td></tr> <tr><td>四種</td><td>90,000</td></tr> <tr><td>五種</td><td>65,000</td></tr> <tr><td>六種</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>七種</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>八種</td><td>30,000</td></tr> </tbody> </table>			種別	支給月額	一種	200,000	二種	150,000	三種	120,000	四種	90,000	五種	65,000	六種	45,000	七種	40,000	八種	30,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一種</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>二種</td><td>150,000</td></tr> <tr><td>三種</td><td>120,000</td></tr> <tr><td>四種</td><td>90,000</td></tr> <tr><td>五種</td><td>65,000</td></tr> <tr><td>六種</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>七種</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>八種</td><td>30,000</td></tr> </tbody> </table>			種別	支給月額	一種	200,000	二種	150,000	三種	120,000	四種	90,000	五種	65,000	六種	45,000	七種	40,000	八種	30,000																											
種別	支給月額																																																																			
一種	200,000																																																																			
二種	150,000																																																																			
三種	120,000																																																																			
四種	90,000																																																																			
五種	65,000																																																																			
六種	45,000																																																																			
七種	40,000																																																																			
八種	30,000																																																																			
種別	支給月額																																																																			
一種	200,000																																																																			
二種	150,000																																																																			
三種	120,000																																																																			
四種	90,000																																																																			
五種	65,000																																																																			
六種	45,000																																																																			
七種	40,000																																																																			
八種	30,000																																																																			

学校法人東京歯科大学就業規則の一部改正

※改正箇所のみ摘記

改正後		現行	
(育児休業等) 第 40 条の 3 職員は、あらかじめ所属長を経て届け出ることにより、次の各号に定める育児休業等の適用を受けることができる。 (1) 1 歳に満たない子を養育する場合 育児休業(別に定める条件に該当する場合は 1 歳 6 か月又は 2 歳)又は育児短時間勤務 (2) 出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの子を養育する場合 出生時育児休業 (3) 1 歳から 3 歳に満たない子を養育する場合 育児短時間勤務 (4) 原則として 3 歳から小学校就学前の子を養育する場合 柔軟な働き方を実現するための措置 2 育児休業等の適用対象となる職員及び手続き等必要な事項については、「育児休業規程」の定めるところによる。		(育児休業、出生時育児休業及び育児短時間勤務) 第 40 条の 3 職員は、あらかじめ所属長を経て届け出ることにより、次の各号に定める育児休業、出生時育児休業及び育児短時間勤務の適用を受けることができる。 (1) 1 歳に満たない子を養育する場合 育児休業(別に定める条件に該当する場合は 1 歳 6 か月又は 2 歳)又は育児短時間勤務 (2) 出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの子を養育する場合 出生時育児休業 (3) 1 歳から 3 歳に満たない子を養育する場合 育児短時間勤務	
附 則 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。		2 育児休業、出生時育児休業及び育児短時間勤務の適用対象となる職員及び手続き等必要な事項については、「育児休業規程」の定めるところによる。	

育児休業規程の一部改正

改正後	現行
<p>○育児休業規程</p> <p style="text-align: right;">平成 4 年 3 月 26 日 第 112 回人事委員会制定</p> <p>(目的) 第 1 条 この規程は、学校法人東京歯科大学就業規則第 40 条の 3 に基づき、子を養育する職員が、職員としての身分を失う事なく、一定期間育児に専念できることを目的とする育児休業等に関する事項を定めるものである。 (対象者) 第 2 条 原則として 1 歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。ただし期間を定めて雇用される者は、申出時点において、子が 1 歳 6 カ月(第 4 項の申出にあつては 2 歳)に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、次の職員は育児休業をすることができない。 (1) 日々雇い入れられる者 (2) 育児休業等に関する労使協定(以下「育児休業協定」という。)により育児休業の対象から除外することとされた次の者 ① 勤続 1 年未満の者 ② 申出の日から 1 年以内(第 3 項及び第 4 項の申出をする場合は、申出の日から 6 カ月以内)に雇用関係が終了することが明らかなる者 ③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者 3 子が 1 歳に達する日まで育児休業をしている職員又は同日までその配偶者が育児休業をしている職員は、下記の各号いずれかの事由に該当する場合には、申出により当該子が 1 歳に達する日の翌日から 1 歳 6 カ月に達する日までの期間、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子が 1 歳に達する日の翌日(職員の配偶者が育児休業中の場合には、その育児休業終了予定日の翌日以前の日)とする。 (1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合 (2) 子の養育を行っている配偶者であつて、子が 1 歳に達する日の翌日以後、当該子を養育する予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になつた場合 4 子が 1 歳 6 カ月に達する日まで育児休業をしている職員又は同日までその配偶者が育児休業をしている職員は、下記の各号いずれかの事由に該当する場合には、申出により当該子が 1 歳 6 カ月に達する日の翌日から 2 歳に達する日までの期間、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子が 1 歳 6 カ月に達する日の翌日(職員の配偶者が育児休業中の場合には、その育児休業終了予定日の翌日以前の日)とする。 (1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合 (2) 子の養育を行っている配偶者であつて、子が 1 歳 6 カ月に達する日の翌日以後、当該子を養育する予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になつた場合 (両親ともに育児休業を取得する場合の特例) 第 2 条の 2 育児休業対象職員は、配偶者が当該子が 1 歳に達する日までの期間に育児休業をしている場合、子が 1 歳 2 カ月に達する日まで育児休業を取得することができる。ただし、取得日数は産後休暇期間を含めて、1 年以内とする。 2 前項の規定は、下記の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。 (1) 対象職員本人の育児休業開始予定日が、子が 1 歳に達する日の翌日後である場合 (2) 対象職員本人の育児休業開始予定日が、配偶者の育児休業の初日前である場合 (子の養育に関する届け出) 第 2 条の 3 職員は、子が出生し、本人若しくは配偶者が子を養育することとなつた場合又は養育しなくなつた場合は、扶養の有無を問わず、遅滞なく書面により所属長を経て届出ものとする。(出生時育児休業) 第 2 条の 4 職員は、その養育する子について、申出ることにより、子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの期間内(出産予定日と出生日が異なる場合は、いずれか早い方の日から、遅いほうの日の 8 週間後の日の翌日までの期間内)に 4 週間以内(分割する場合は合計 28 日を限度として 2 回まで)の育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、当該 8 週間を経過する日の翌日から 6 カ月を経過する日までにその雇用契約が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、次の職員は育児休業をすることができない。 (1) 日々雇い入れられる者 (2) 育児休業協定により育児休業の対象から除外することとされた次の者 ① 勤続 1 年未満の者 ② 申出の日から 8 週間以内に雇用関係が終了することが明らかなる者 ③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者 3 育児休業協定を締結した場合は、職員が合意した範囲で休業中に一定限度内の就業をすることができる。(手続き) 第 3 条 育児休業を希望する者は、育児休業を開始する日の 1 カ月前までに、開始の日と終了の日を指定して、書面により所属長を経て申し出るものとする。また、第 2 条に定める 1 歳以降の育児休業及び第 2 条の 4 に定める出生時育児休業については、休業開始予定日の 2 週間前までとする。ただし、出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合は、原則として 1 週間前までとする。 2 育児休業の承認に関し、必要な事項を証明する書類の提出を求めることがある。(期間等) 第 4 条 育児休業の期間は、子が 1 歳に達する日までを限度として、本人の申し出た期間とする。また、第 2 条第 3 項に基づく休業の場合は子が 1 歳 6 カ月に達する日まで、第 2 条第 4 項に基づく休業の場合は子が 2 歳に達する日まで、第 2 条の 2 に基づく休業の場合は子が 1 歳 2 カ月に達する日までとする。ただし、育児休業開始の日までに 1 回に限り、当該育児休業開始予定とされた日前の日に変更することができる。 2 育児休業は、原則として子が出生した日から開始する。ただし、産後休暇後復職した者が、育児休業を希望する場合は、希望する日をもつて育児休業の開始日とする。 3 育児休業は、原則として本人の申し出た期間が終了する日をもつて終了する。ただし、育児休業中に産前休暇が開始する場合又は子の死亡等により、養育をしなくなつた場合には、育児休業は終了する。 4 あらかじめ申し出た育児休業期間が終了する 1 カ月前までに申し出ることにより、1 回に限り期間を延長又は短縮することができる。(分割取得) 第 4 条の 2 第 2 条の 4 に定める場合のほか、1 歳に満たない子を養育する育児休業については、分割して 2 回の育児休業を申し出ることができる。 2 1 歳から 1 歳 6 カ月に達するまでの子についてする育児休業について、法令に定める特別の事情がある場合には、当該子が 1 歳に達した日の後の期間において育児休業をしたことがある場合でも再度育児休業をすることができる。</p>	<p>○育児休業規程</p> <p style="text-align: right;">平成 4 年 3 月 26 日 第 112 回人事委員会制定</p> <p>(目的) 第 1 条 この規程は、学校法人東京歯科大学就業規則第 40 条の 3 に基づき、子を養育する職員が、職員としての身分を失う事なく、一定期間育児に専念できることを目的とする育児休業に関する事項を定めるものである。 (対象者) 第 2 条 原則として 1 歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。ただし期間を定めて雇用される者は、申出時点において、子が 1 歳 6 カ月(第 4 項の申出にあつては 2 歳)に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、次の職員は育児休業をすることができない。 (1) 日々雇い入れられる者 (2) 育児休業等に関する労使協定(以下「育児休業協定」という。)により育児休業の対象から除外することとされた次の者 ① 勤続 1 年未満の者 ② 申出の日から 1 年以内(第 3 項及び第 4 項の申出をする場合は、申出の日から 6 カ月以内)に雇用関係が終了することが明らかなる者 ③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者 3 子が 1 歳に達する日まで育児休業をしている職員又は同日までその配偶者が育児休業をしている職員は、下記の各号いずれかの事由に該当する場合には、申出により当該子が 1 歳に達する日の翌日から 1 歳 6 カ月に達する日までの期間、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子が 1 歳に達する日の翌日(職員の配偶者が育児休業中の場合には、その育児休業終了予定日の翌日以前の日)とする。 (1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合 (2) 子の養育を行っている配偶者であつて、子が 1 歳に達する日の翌日以後、当該子を養育する予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になつた場合 4 子が 1 歳 6 カ月に達する日まで育児休業をしている職員又は同日までその配偶者が育児休業をしている職員は、下記の各号いずれかの事由に該当する場合には、申出により当該子が 1 歳 6 カ月に達する日の翌日から 2 歳に達する日までの期間、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子が 1 歳 6 カ月に達する日の翌日(職員の配偶者が育児休業中の場合には、その育児休業終了予定日の翌日以前の日)とする。 (1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合 (2) 子の養育を行っている配偶者であつて、子が 1 歳 6 カ月に達する日の翌日以後、当該子を養育する予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になつた場合 (両親ともに育児休業を取得する場合の特例) 第 2 条の 2 育児休業対象職員は、配偶者が当該子が 1 歳に達する日までの期間に育児休業をしている場合、子が 1 歳 2 カ月に達する日まで育児休業を取得することができる。ただし、取得日数は産後休暇期間を含めて、1 年以内とする。 2 前項の規定は、下記の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。 (1) 対象職員本人の育児休業開始予定日が、子が 1 歳に達する日の翌日後である場合 (2) 対象職員本人の育児休業開始予定日が、配偶者の育児休業の初日前である場合 (子の養育に関する届け出) 第 2 条の 3 職員は、子が出生し、本人若しくは配偶者が子を養育することとなつた場合又は養育しなくなつた場合は、扶養の有無を問わず、遅滞なく書面により所属長を経て届出ものとする。(出生時育児休業) 第 2 条の 4 職員は、その養育する子について、申出ることにより、子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの期間内(出産予定日と出生日が異なる場合は、いずれか早い方の日から、遅いほうの日の 8 週間後の日の翌日までの期間内)に 4 週間以内(分割する場合は合計 28 日を限度として 2 回まで)の育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、当該 8 週間を経過する日の翌日から 6 カ月を経過する日までにその雇用契約が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、次の職員は育児休業をすることができない。 (1) 日々雇い入れられる者 (2) 育児休業協定により育児休業の対象から除外することとされた次の者 ① 勤続 1 年未満の者 ② 申出の日から 8 週間以内に雇用関係が終了することが明らかなる者 ③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者 3 育児休業協定を締結した場合は、職員が合意した範囲で休業中に一定限度内の就業をすることができる。(手続き) 第 3 条 育児休業を希望する者は、育児休業を開始する日の 1 カ月前までに、開始の日と終了の日を指定して、書面により所属長を経て申し出るものとする。また、第 2 条に定める 1 歳以降の育児休業及び第 2 条の 4 に定める出生時育児休業については、休業開始予定日の 2 週間前までとする。ただし、出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合は、原則として 1 週間前までとする。 2 育児休業の承認に関し、必要な事項を証明する書類の提出を求めることがある。(期間等) 第 4 条 育児休業の期間は、子が 1 歳に達する日までを限度として、本人の申し出た期間とする。また、第 2 条第 3 項に基づく休業の場合は子が 1 歳 6 カ月に達する日まで、第 2 条第 4 項に基づく休業の場合は子が 2 歳に達する日まで、第 2 条の 2 に基づく休業の場合は子が 1 歳 2 カ月に達する日までとする。ただし、育児休業開始の日までに 1 回に限り、当該育児休業開始予定とされた日前の日に変更することができる。 2 育児休業は、原則として子が出生した日から開始する。ただし、産後休暇後復職した者が、育児休業を希望する場合は、希望する日をもつて育児休業の開始日とする。 3 育児休業は、原則として本人の申し出た期間が終了する日をもつて終了する。ただし、育児休業中に産前休暇が開始する場合又は子の死亡等により、養育をしなくなつた場合には、育児休業は終了する。 4 あらかじめ申し出た育児休業期間が終了する 1 カ月前までに申し出ることにより、1 回に限り期間を延長又は短縮することができる。(分割取得) 第 4 条の 2 第 2 条の 4 に定める場合のほか、1 歳に満たない子を養育する育児休業については、分割して 2 回の育児休業を申し出ることができる。 2 1 歳から 1 歳 6 カ月に達するまでの子についてする育児休業について、法令に定める特別の事情がある場合には、当該子が 1 歳に達した日の後の期間において育児休業をしたことがある場合でも再度育児休業をすることができる。</p>

3 1歳から1歳6カ月に達するまでの子についてする育児休業について、申出をした職員の配偶者が、当該子について育児休業をしている場合には、当該育児休業の終了予定日の翌日以前の日を当該育児休業の開始予定日とすることができる。

4 1歳6カ月から2歳に達するまでの子についてする育児休業についても第2項及び第3項を準用する。

5 職員が育児休業の申し出を撤回した場合には、育児休業の取得回数に関する規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなす。
(給与等の取扱い)

第5条 育児休業期間中は給与を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、期末手当算定基礎期間の一部を勤務した場合は、期末手当支給基準第7項に準じて当該期末手当を支給する。

3 定期昇給については、育児休業前後の勤務の実績に応じて行う。
(労働保険及び日本私立学校振興・共済事業団)

第6条 労働保険の被保険者資格及び日本私立学校振興・共済事業団(以下、「私学事業団」という。)の加入者資格は、育児休業期間中も継続するものとする。

2 前項の場合、育児休業者本人が負担すべき保険料及び私学事業団掛金は、指定された期日までに法人に納入しなければならない。
(復職後の取扱い)

第7条 復職後の所属及び職務は、原則として育児休業直前の所属及び職務とする。

2 復職後、必要により教育訓練を行う。
(年次有給休暇)

第8条 年次有給休暇の出勤率の算定に当たっては、育児休業期間は勤務したものとみなして計算する。

2 年次有給休暇の継続勤務の算定に当たっては、育児休業期間は継続勤務したものととして通算する。
(退職金にかかわる勤続年数)

第9条 退職金の算定に関する勤続年数の計算については、育児休業期間を勤続年数に算入する。ただし、育児休業期間終了後、1年以内に退職した場合は育児休業期間を勤続年数に算入しない。
(解雇その他不利益扱いの禁止)

第10条 職員が育児休業を申し出、あるいは育児休業をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしないものとする。
(税金返済金等の納入)

第11条 毎月の給与及び期末手当から源泉徴収又は控除すべき公租公課、各種貸付金の返済金等は、指定された期日までに本学に納入しなければならない。
(育児短時間勤務)

第12条 職員で3歳に満たない子と同居し養育する者は、あらかじめ申し出ることにより、就業規則第28条に規定する「育児時間」とは別に1日の所定労働時間を6時間とする育児短時間勤務の制度の適用を受けることができる。

2 第1項にかかわらず、次の職員は育児短時間勤務をすることができない。

(1) 日々雇入れられる者

(2) 1日の所定労働時間が6時間以下である者

(3) 育児休業協定により育児短時間勤務の対象から除外することとされた次の者

① 勤続1年未満の者

② 1週間の所定労働日数が2日以下の者

3 育児短時間勤務の期間は、子が3歳に達するまでを限度として、本人の申し出た期間とする。ただし、1回につき、1カ月以上1年以内の期間とする。

4 育児短時間勤務は、原則として子が出生した日の翌日から開始する。ただし、産後休暇後復職した者が、育児短時間勤務を希望する場合は、希望する日をもって育児短時間勤務の開始日とする。

5 育児短時間勤務を受けようとするときは、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、短縮開始予定日の1カ月前までに書面により所属長を経て申し出るものとする。

6 育児短時間勤務の期間の変更は、短縮開始予定日の繰り上げにあつてはその1週間前までに、短縮終了予定日の繰り下げにあつてはその1カ月前までに書面により所属長に申し出ることにより行うことができる。

7 育児短時間勤務の承認に関し、必要な事項を証明する書類の提出を求めることがある。

8 育児短時間勤務中に産前休暇が開始する場合又は子の死亡等により養育をしなくなった場合には、育児短時間勤務は終了する。

9 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の俸給と諸手当を支給する。

10 期末手当は、6月支給にあつては5月31日、12月支給にあつては11月30日を基準日とした前項の時間給換算後の俸給、家族手当及び職務手当の月額合計額を基礎に計算する。

11 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。
(柔軟な働き方を実現するための措置)

第13条 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者は、あらかじめ申し出ることにより、次のいずれか一つの措置を選択して利用することができる。

(1) 時差出勤

(2) 養育両立支援休暇

2 第1項第1号に規定する時差出勤の措置内容等については、次のとおりとする。

(1) 対象職員はあらかじめ申し出ることにより、就業規則第24条に定める午前9時から午後6時(土曜は午後2時)の始業、終業時刻について、所定労働時間を変更せずに、所定始業時刻および所定終業時刻を原則として前後1時間の範囲で変更することができる。ただし、変更については15分単位とする。

(2) 時差出勤の期間は子が小学校就学の始期に達するまでを限度として、本人の申し出た期間とする。ただし、1回につき、1カ月以上1年以内の期間とする。

(3) 時差出勤を受けようとするときは、時差出勤を開始しようとする日及び終了しようとする日を明らかにして、開始予定日の1カ月前までに書面により所属長を経て申し出るものとする。

(4) 時差出勤の期間及び時間の変更は、その1カ月前までに書面により所属長に申し出ることにより行うことができる。

(5) 本制度の適用を受ける間の給与及び期末手当については、通常の勤務をしているものとし減額しない。

(6) 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

3 第1項第2号に規定する養育両立支援休暇の措置内容等については、次のとおりとする。

(1) 対象職員はあらかじめ申し出ることにより、子の養育を行うために、養育両立支援休暇を取得することができる。

(2) 養育両立支援休暇は4月1日を起算日とする各年度において10労働日を限度とする。

(3) 養育両立支援休暇は時間単位で取得することができる。

(4) 養育両立支援休暇は無給とする。

4 第1項にかかわらず、次の職員からの措置の申出は拒むことができる。

(1) 日々雇入れられる者

3 1歳から1歳6カ月に達するまでの子についてする育児休業について、申出をした職員の配偶者が、当該子について育児休業をしている場合には、当該育児休業の終了予定日の翌日以前の日を当該育児休業の開始予定日とすることができる。

4 1歳6カ月から2歳に達するまでの子についてする育児休業についても第2項及び第3項を準用する。

5 職員が育児休業の申し出を撤回した場合には、育児休業の取得回数に関する規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなす。
(給与等の取扱い)

第5条 育児休業期間中は給与を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、期末手当算定基礎期間の一部を勤務した場合は、期末手当支給基準第7項に準じて当該期末手当を支給する。

3 定期昇給については、育児休業前後の勤務の実績に応じて行う。
(労働保険及び日本私立学校振興・共済事業団)

第6条 労働保険の被保険者資格及び日本私立学校振興・共済事業団(以下、「私学事業団」という。)の加入者資格は、育児休業期間中も継続するものとする。

2 前項の場合、育児休業者本人が負担すべき保険料及び私学事業団掛金は、指定された期日までに法人に納入しなければならない。
(復職後の取扱い)

第7条 復職後の所属及び職務は、原則として育児休業直前の所属及び職務とする。

2 復職後、必要により教育訓練を行う。
(年次有給休暇)

第8条 年次有給休暇の出勤率の算定に当たっては、育児休業期間は勤務したものとみなして計算する。

2 年次有給休暇の継続勤務の算定に当たっては、育児休業期間は継続勤務したものととして通算する。
(退職金にかかわる勤続年数)

第9条 退職金の算定に関する勤続年数の計算については、育児休業期間を勤続年数に算入する。ただし、育児休業期間終了後、1年以内に退職した場合は育児休業期間を勤続年数に算入しない。
(解雇その他不利益扱いの禁止)

第10条 職員が育児休業を申し出、あるいは育児休業をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしないものとする。
(税金返済金等の納入)

第11条 毎月の給与及び期末手当から源泉徴収又は控除すべき公租公課、各種貸付金の返済金等は、指定された期日までに本学に納入しなければならない。
(育児短時間勤務)

第12条 職員で3歳に満たない子と同居し養育する者は、あらかじめ申し出ることにより、就業規則第28条に規定する「育児時間」とは別に1日の所定労働時間を6時間とする育児短時間勤務の制度の適用を受けることができる。

2 第1項にかかわらず、次の職員は育児短時間勤務をすることができない。

(1) 日々雇入れられる者

(2) 1日の所定労働時間が6時間以下である者

(3) 育児休業協定により育児短時間勤務の対象から除外することとされた次の者

① 勤続1年未満の者

② 1週間の所定労働日数が2日以下の者

3 育児短時間勤務の期間は、子が3歳に達するまでを限度として、本人の申し出た期間とする。ただし、1回につき、1カ月以上1年以内の期間とする。

4 育児短時間勤務は、原則として子が出生した日の翌日から開始する。ただし、産後休暇後復職した者が、育児短時間勤務を希望する場合は、希望する日をもって育児短時間勤務の開始日とする。

5 育児短時間勤務を受けようとするときは、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、短縮開始予定日の1カ月前までに書面により所属長を経て申し出るものとする。

6 育児短時間勤務の期間の変更は、短縮開始予定日の繰り上げにあつてはその1週間前までに、短縮終了予定日の繰り下げにあつてはその1カ月前までに書面により所属長に申し出ることにより行うことができる。

7 育児短時間勤務の承認に関し、必要な事項を証明する書類の提出を求めることがある。

8 育児短時間勤務中に産前休暇が開始する場合又は子の死亡等により養育をしなくなった場合には、育児短時間勤務は終了する。

9 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の俸給と諸手当を支給する。

10 期末手当は、6月支給にあつては5月31日、12月支給にあつては11月30日を基準日とした前項の時間給換算後の俸給、家族手当及び職務手当の月額合計額を基礎に計算する。

11 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

規程

<p>(2) 育児休業協定により柔軟な働き方を実現するための措置の対象から除外することとされた次の者</p> <p>① 勤続1年未満の者</p> <p>② 1週間の所定労働日数が2日以下の者</p> <p>5 障害がある子を養育しているなど特別な事情があるときは、協議の上で措置内容等を配慮する場合がある。</p> <p>(法令との関係)</p> <p>第14条 この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</p> <p>(その他)</p> <p>第15条 この規程によりがたい場合は、人事委員会において決定する。</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第16条 この規程の変更は、人事委員会の承認を得て、理事会に報告するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p>	<p>(法令との関係)</p> <p>第13条 この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</p> <p>(その他)</p> <p>第14条 この規程によりがたい場合は、人事委員会において決定する。</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第15条 この規程の変更は、人事委員会の承認を得て、理事会に報告するものとする。</p>
---	--

家族手当支給内規の一部改正

改正後	現行
<p>○家族手当支給内規</p> <p style="text-align: right;">平成5年2月16日 第125回人事委員会制定</p> <p>第1条 家族手当の支給については、別に定める場合を除き、この内規に定めるところによる。</p> <p>第2条 給与規程第12条第2項に規定する「他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者」には、私立学校教職員共済組合の被扶養者認定の基準となる年間収入金額以上の所得があると見込まれる者は含まないものとする。</p> <p>第3条 新たに職員となった者に扶養家族がある場合又は職員に次の各号の一つに該当する事実が生じた場合は、その職員は、その事実を証明する書類を添付し、「扶養家族届」により各施設の担当課(庶務課、人事課、総務課)に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養家族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養家族たる要件を欠くに至った者がある場合</p> <p>(3) 扶養家族(配偶者を除く)を有する職員のうち配偶者のある職員が配偶者の無い職員となった場合</p> <p>(4) 扶養家族を有する職員のうち配偶者の無い職員が配偶者のある職員となった場合</p> <p>第4条 家族手当の支給については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 家族手当が新たに支給、または増額となる事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月から支給する。ただし、その届出がその事実が生じた日から30日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から支給する。</p> <p>(2) 家族手当が支給停止、または減額となる事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から手当の額を停止または改定する。</p> <p>(削除)</p> <p>第5条 事実と相違して家族手当の支給を受けた場合は、相違して受けた手当の額を返還しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この内規は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>2 従前の「家族手当の支給内規」(昭和60年3月19日制定)は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、平成10年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、令和7年9月1日から施行する。</p>	<p>○家族手当支給内規</p> <p style="text-align: right;">平成5年2月16日 第125回人事委員会制定</p> <p>第1条 家族手当の支給については、別に定める場合を除き、この内規に定めるところによる。</p> <p>第2条 給与規程第12条第2項に規定する「他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者」には、私立学校教職員共済組合の被扶養者認定の基準となる年間収入金額以上の所得があると見込まれる者は含まないものとする。</p> <p>第3条 新たに職員となった者に扶養家族がある場合又は職員に次の各号の一つに該当する事実が生じた場合は、その職員は、その事実を証明する書類を添付し、「扶養家族届」により各施設の担当課(庶務課、総務課)に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養家族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養家族たる要件を欠くに至った者がある場合</p> <p>(3) 扶養家族を有する職員のうち配偶者のある職員が配偶者の無い職員となった場合</p> <p>(4) 扶養家族を有する職員のうち配偶者の無い職員が配偶者のある職員となった場合</p> <p>第4条 家族手当の支給については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新たに職員となった者に扶養家族がある場合は職員となった日の属する月から支給する。</p> <p>(2) 第3条第1項第1号及び第4号に該当する事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月から支給する。ただし、その届出がその事実が生じた日から30日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から支給する。</p> <p>(3) 第3条第1項第2号及び第3号に該当する事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月から手当の額を改定又は停止する。</p> <p>第5条 事実と相違して家族手当の支給を受けた場合は、相違して受けた手当の額を返還しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この内規は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>2 従前の「家族手当の支給内規」(昭和60年3月19日制定)は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、平成10年6月1日から施行する。</p>

住宅手当支給内規の一部改正

改正後	現行
<p>○住宅手当支給内規</p> <p style="text-align: right;">平成5年2月16日 第125回人事委員会制定</p> <p>第1条 住宅手当の支給については、別に定める場合を除き、この内規に定めるところによる。</p> <p>第2条 給与規程第12条の2に規定する世帯主とは、主としてその者の収入によつて世帯の生計を支えている者で、その者が居住する住居の実情等を含めその住居費についても主たる負担者であると判断できる者をいう。</p> <p>第3条 新たに職員となつた者又は職員で次に掲げる者は、その事実を証明する書類を添付し、「住宅手当の届出」により各施設の担当課(庶務課、人事課、総務課)に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに職員となつた者で第2条でいう世帯主である者</p> <p>(2) 家族手当を受給していたものが扶養家族がいなくなり、家族手当を受けないこととなつた場合で、第2条でいう世帯主である者</p> <p>(3) 第2条でいう世帯主でなかつた者が世帯主の要件を具備するに至つた者</p> <p><u>(4) 第2条でいう世帯主であつた者が居住する住居を変更し、変更後も世帯主の要件を具備する者</u></p> <p>(5) 第2条でいう世帯主であつた者が、理由を問わず世帯主の要件を欠くこととなつた者</p> <p><u>2 各施設の担当課は、住所変更届その他の手続きによって前項各号に定める事実に変更が生じることを知った際には、所定の届出を行うよう本人に説明し、届出が無い場合には適切に督促を行わなければならない。</u></p> <p>第4条 住宅手当の支給については、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>給与規程第12条の2に定める世帯主としての額(以下「世帯主額」という。)の支給要件を新たに満たした場合は、その事実が生じた日の属する月から支給する。ただし、その届出がその事実が生じた日から60日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から支給する。</u></p> <p>(2) <u>前号において、第3条第1項第2号および第4号に該当し、届出がその事実が生じた日から60日を経過した後になされた場合には、届出によらず支給を受けた期間の手当は返還しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>世帯主額の支給要件を満たさなくなった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から手当の額を停止または改定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第5条 事実またはこの内規の定めと相違して住宅手当の支給を受けた場合は、相違して受けた手当の額を返還しなければならない。</p> <p>附 則 この内規は、平成5年4月1日から施行する。 この内規は、令和7年9月1日から施行する。</p>	<p>○住宅手当支給内規</p> <p style="text-align: right;">平成5年2月16日 第125回人事委員会制定</p> <p>第1条 住宅手当の支給については、別に定める場合を除き、この内規に定めるところによる。</p> <p>第2条 給与規程第12条の2に規定する世帯主とは、主としてその者の収入によつて世帯の生計を支えている者で、その者が居住する住居の実情等を含めその住居費についても主たる負担者であると判断できる者をいう。</p> <p>第3条 新たに職員となつた者又は職員で次に掲げる者は、その事実を証明する書類を添付し、「住宅手当の届出」により各施設の担当課(庶務課、総務課)に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに職員となつた者で第2条でいう世帯主である者</p> <p>(2) 家族手当を受給していたものが扶養家族がいなくなり、家族手当を受けないこととなつた場合で、第2条でいう世帯主である者</p> <p>(3) 第2条でいう世帯主でなかつた者が世帯主の要件を具備するに至つた者 (新設)</p> <p>(4) 第2条でいう世帯主であつた者が世帯主の要件を欠くこととなつた者 (新設)</p> <p>第4条 住宅手当の支給については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号に該当する者は、職員となつた日の属する月から世帯主としての額を支給する。</p> <p>(2) 第3条第1項第2号に該当する事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月から手当の額を改定する。</p> <p>(3) 第3条第1項第3号、前第1号及び第2号の場合、その届出がその事実が生じた日から30日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から手当の額を改定する。</p> <p>(4) 第3条第1項第4号に該当する事実が生じた場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月から手当の額を改定する。</p> <p>第5条 事実と相違して住宅手当の支給を受けた場合は、相違して受けた手当の額を返還しなければならない。</p> <p>附 則 この内規は、平成5年4月1日から施行する。</p>



東京歯科大学

2025年9月30日発行